

水道山瓦窯跡群

昭和57年3月

宇都宮市教育委員会

序

昭和54年、宇都宮市内の遺跡の中で、古くから著名であった「水道山瓦窯跡」が諸般の事情により埋め立てられることになりました。

当教育委員会では、埋蔵文化財を重視する見地から、瓦窯群が所在する土地の所有者、文化庁及び栃木県教育委員会をはじめとする関係機関と協議を重ね、昭和55年8月に発掘調査を実施いたしました。

発掘調査は、国士館大学教授大川 清氏を中心に大門直樹、青木健二、田熊信之の各氏を調査員に、更に国士館大学考古学研究室の学生諸君を調査補助員として実施いたしました。

調査は、湿地という最悪の発掘現場にもかかわらず、精力的に進められ、短期間に多大な成果をあげて終了することができました。

これは、大川先生をはじめとする調査に参加いただいた上記各位の熱意のたまものであり、心からお礼申し上げます。

発掘調査の成果の概要は、昨年2月「水道山瓦窯跡群発掘調査概要報告」として刊行しましたが、今回は「水道山瓦窯跡」の最後の発掘調査と思われますので、昭和37年及び53年に実施された調査を含めて水道山瓦窯跡を総括した報告書として発刊いたしますことにしました。

今回の報告書も、昭和37年の第1次調査から水道山瓦窯跡の調査にあたってられました大川先生におまとめいただいたものです。

重ねてお礼申し上げます。

末文になりましたが、今回の第3次調査にあたり、御指導いただきました文化庁及び栃木県教育委員会、また、終始御協力いただきました土地所有者の中村 茂氏、大野照美氏、更にはなにかと便宜をお図りいただいた日本住宅公団、日豊工業株式会社に対しまして感謝の意を表します。

昭和57年3月

宇都宮市教育委員会

教育長 後 藤 一 雄

序

水道山瓦屋はふるく柴田常恵、田中国男の両先生によって、ここが^{天神}主廃寺所用瓦の製作所であろうといった推定が行なわれてきた。

昭和37年春、坂井利明、内堀正国の現地踏査と地主の発掘承諾を得て同年秋に発掘調査を実施したのが第1次調査である。

当時、私は早稲田大学考古学研究室に在って滝口宏教授（現在早稲田大学名誉教授）のもとで古代窯業史研究に情熱をそそぎ、いつも貧しい自費の研究費による発掘調査を行っていた。私の研究には当時の研究室学生諸君から精神的、肉体的、経済的に協力を得ることが常であった。水道山瓦屋の第1次調査（昭和37年）もそのひとつであった。

第1次調査では壬生町の内堀忠利氏宅を宿舎として大変お世話になった。水道山へは壬生駅から東武宇都宮駅へ、さらにバスで「戸祭」下車、現場へ、の毎日であった。昼食は現場で自炊した。わずか一週間の調査とはいえ、交通費の支出は発掘費に大きく影響した。それでも、調査の前に根津美術館の奥田直栄先生に無賃乗車券（バス）を二、三人分無心したが、「君の分だけで我慢してくれ」とのこと、有難く使わせて頂き、おおいに助かった。

当時、われわれの研究費は貧しかったから、運賃を支払い得る程度の資料を研究室へ運び、他の資料はそれぞれの窯跡へ埋め戻した。それを第3次調査（昭和55年）で、再発掘ができ、多量の屋瓦に再会し得た時は、感無量であった。おそらく、いまの若い学者には理解し難いことであろう。

第1次調査から第3次調査に至る約20年の歳月を経て感ずることは、当時の発掘条件や生活環境のきびしさは、お互いの創意や工夫によって克服し、短時間内に所定の成果を挙げることに努力した。今日はといえば、当時では想像し得なかった機動力、光学機器、豊かな衣食住といった環境の中での調査、今と昔を比較した時、その成果はどうであろうか。物質文化の向上が精神文化の向上と必ずしも同一歩調でなかったように思えてならない。

さいわい、第3次までの調査成果を総括すると、この瓦屋が下野国における古代屋瓦研究、さらには古代寺院跡研究の重要なかなめを占めるものであるとともに、須恵式土器研究上にも動かしがたい年代観を与えてくれることが明らかとなった。ことに第1次と第3次の調査研究には早稲田大学、国士館大学の学友から絶大な協力を頂いたことは終生忘れ得ぬことであり、深甚なる謝意を表する。さらに3次にわたる調査はおおよそ20年を経過し、その間には宇都宮大学の大島延次郎博士をはじめ郷土史研究家平島五一（益子町）、山中信一（佐野市）両先生並びに第1次調査に参加した高津妙子君が幽明境を異にした。いま本書の成るにあたり、それぞれの霊前に一本を捧げ、もって冥福を祈る次第である。 合掌。

昭和57年3月8日

大川 清

目次

後藤一雄/大川 清

序

はしがき	7
第1次調査	8
I 遺構	8
1号瓦窯跡, 2号瓦窯跡	
II 遺物	14
土器, 屋瓦	
III 考察	17
あとがき	19
第2次調査	21
I 遺構	22
II 遺物	23
屋瓦	
むすび	24
第3次調査	25
I 遺構	25
(1)3号瓦窯跡,(2)ステ場(A, B・C区)	
II 遺物	30
(1)窯跡	30
1号瓦窯跡(土器, 屋瓦), 2号瓦窯跡(土器, 屋瓦)	
(2)ステ場(A~C区)	31
A区(土器, 屋瓦), B区(土器, 屋瓦), C区(土器, 屋瓦)	
むすび	32
まとめ	37
◦挿図 第1図~第15図	
◦図版 図版1~図版114	
◦付編 図版1~図版59(推定水道山瓦屋銘記人名瓦) 73%	
◦表 I~XI	

例言

1 発掘調査

- (1) 本調査（第3次調査）は、国庫補助金及び県費補助金の交付を受け、宇都宮市教育委員会が主体となり実施した。
- (2) 本調査は、宇都宮市教育委員会が委嘱した大川 清氏（国士館大学教授）を担当者として実施した。
- (3) 発掘調査は、昭和55年8月1日から20日にわたって実施した。
- (4) 発掘調査の関係者は次のとおりである。

調査担当者 大川 清（国士館大学考古学研究室）

調査員 大門直樹（国士館大学考古学研究室技師） 青木健二（日本窯業史研究所講師） 田熊信之（中国・日本史学文学研究会）

調査補助員 宮重俊一 伊東 但 足立吉弘 吉岡秀範 矢野淳一 大信佐都美 高橋二重 本村修克 笠原仁史 布川清敏 斎藤光利 曾我武 中山哲也 石井由美 高見沢ひで子 三上ひろ子 岩瀬優江（国士館大学考古学研究室学生） 笠原一美（日本窯業史研究所）

発掘後援者 大金宣亮（栃木県文化振興財団） 橋本澄朗（栃木県教育委員会 県立博物館開設準備室） 尾島忠信（藤岡町教育委員会） 有吉重蔵（国分寺市教育委員会） 水野順敏（日本窯業史研究所）

事務局 半田 昭（宇都宮市教育委員会社会教育課長） 河越昌司（宇都宮市教育委員会社会教育課文化振興係長） 定岡明義 桜井敬朝 渡辺 卓 木村光男（宇都宮市教育委員会社会教育課文化振興係）

2 報告書

- (1) 本書は宇都宮市中戸祭に所在する水道山瓦窯跡群の第1次（昭和37年）、第2次（昭和52年）、第3次（昭和55年）発掘調査の総括である。
- (2) 付篇「推定水道山瓦屋銘記人名瓦」は各所蔵者、機関名を一覧表記したが、ここに改めて謝意を表する。なお、付篇作成には田熊信之氏の絶大なる協力を得ることができた。
- (3) 本書の「まとめ」については栃木県文化振興事業団大金宣亮氏の助力を得た。また、乙女不動原瓦屋の資料については小山市教育委員会並びに小山市史編さん室福田定信氏の助力を得た。

- (4) 掲載写真のうち、発掘現場の第1次は大川、第2次は尾島忠信氏、第3次は大門直樹氏が担当、遺物については大門氏が担当した。
- (5) 第3次調査の遺物整理研究には、大門直樹、青木健二両氏を中心に国士館大学考古学研究室学生諸君があたった。
- (6) 本書の編集には青木健二、坂元金一、阿久津一枝氏の助力を得た。
- (7) 本書収録の調査報告は大川「宇都宮市戸祭・水道山瓦窯跡」栃木県考古学会誌第1集（昭和41年）大川・尾島「水道山瓦窯跡」『宇都宮市戸祭・山本山古墳・水道山瓦窯跡発掘調査報告書』栃木県教育委員会（昭和54年）に記されたものを若干補訂して再録した。
- (8) 図版19・20・22・23・44～70の窺書文字、不明へう記号等の部分は原寸。

3 第1次及び第2次発掘調査関係者 — () 内は当時のもの—

(1) 第1次（昭和37年）

調査担当者 大川 清（早稲田大学考古学研究室）

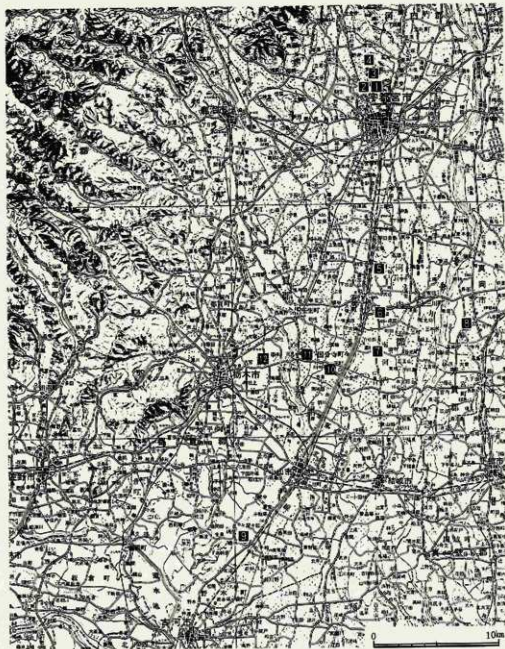
参加者 坂井利明 造酒禎弘 関 好延 山中英彦 段木慶治 内畑正国
中村俊治 高津妙子 小山欽也 中島 武 岡崎俊彦 瀬戸正弘
伊藤公美子 藤村裕子 町並久美子（早稲田大学学生）浅井紀彦
（東京教育大学学生）

発掘後援者 大島延次郎 辰巳四郎 平島五一 塩谷誠一 山中信一 富 祐
次 石原雄章

(2) 第2次（昭和53年）

調査担当者 大川 清（国士館大学考古学研究室）

調査員 橋本澄朗 尾島忠信（栃木県教育委員会文化課） 荒川博明（日
本窯業史研究所）



第1図 水道山瓦屋付近の地形図と周辺の遺跡

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1 水道山瓦屋 | 2 根瓦瓦屋 | 3 長岡百穴 |
| 4 欠ノ上窯跡 | 5 上神主庵寺跡 | 6 多功庵寺跡 |
| 7 下野薬師寺跡 | 8 中村遺跡 | 9 乙女不動塚瓦屋 |
| 10 下野園分寺跡 | 11 下野園分尼寺跡 | 11 下野園府跡 |

はしがき

宇都宮の市街中心から北北西約 1.2km、宇都宮丘陵西側の通称「水道山」と呼ばれる南麓の小さな谷の北側の裾に構築された瓦窯群が「水道山瓦屋」である。

宇都宮丘陵の西側には戸祭の丘陵が南北に連なり、その中間に釜川が南流し、そこに南北に細長い水田がひらけている。水道山瓦屋の西約 300m、戸祭丘陵東縁の水田に面したところに根瓦瓦屋が在る。

水道山瓦屋のある丘陵の基盤は長岡層（凝灰岩）と呼ばれ、丘陵北部の長岡には横穴古墳の群在がある。さらに最近北方約 1.5kmの瓦谷町の田川に面した西の丘陵端の欠ノ上に須恵器窯跡が発見された。

このように宇都宮市の北方地域は、奈良時代から平安時代における下野国内における小規模ながらも窯業生産地を形成していた。

水道山瓦窯についての学術的関心はふるく大正時代以降、昭和10年代に及んだ。その後昭和37年に筆者は早稲田大学考古学研究室学生と共に発掘調査を実施した。その結果瓦窯跡 2口を検出した。その後この瓦窯跡の所在する谷の奥に日本住宅公団の宅地造成に伴う調整池の設置が計画されることとなり、この地域が永久に水没するため、瓦窯関連遺跡の有無を調査することとなり、昭和52年栃木県文化課の依頼により筆者が担当者として調査を実施した。その結果、つくりかけの窯 1口を検出し、その他の遺構は認められなかった。この時期以後、水道山 1、2号瓦窯所在地域から谷口にわたる地域に廃土の放棄による埋立が続けられ、1、2号瓦窯跡の埋没も時間の問題と云う状態にいたった。ここにおいて宇都宮市教育委員会は文化庁、栃木県よりの補助を得てステ場並びに周辺に瓦窯の有無の最終調査を実施する計画をたてられ、筆者にその調査を依頼されたので、筆者は国士館大学考古学研究室の考古学実習を兼ねてこれの現地調査と整理研究を実施した。

以上、3次にわたる調査の報告を一書にまとめ、水道山瓦屋の占める史的意義について総括したのが本書である。

第1次、第2次の調査報告はそれぞれかつて報告したものを再録することによって、その時点、その時点における資料とそれによる考察が研究史的にも重要なものであるから、若干の補訂を加える程度に留めた。

第1次調査 (昭和37年11月)

本跡は昭和37年11月18日より同月25日までの8日間を要して瓦窯2口の発掘調査を実施した。

本跡は水源荘旅館の下から谷地の奥(東方)へ通ずる農道が谷地の北側の丘陵斜面を削って設けられ、その斜面を削った崖に赤く高熱をうけた部分が2カ所あった。つまり谷地の北側斜面は南面するわけで、この南西斜面に窯が構築されていたのである。農道の崖面にみられた赤い部分から推定して、少くとも2口の窯があるものとして発掘を進めた。農道の下は湿地で、湧水はなほだしく、発掘調査の前途が危ぶまれるに十分であった。発掘が進むにつれて当初の危懼的中し、焚口部から外側一面は泥水下にあり、排水のために思わぬ労力と時間を費すに至った。しかし、調査員諸君の若い情熱によって瓦窯2口を発掘することができた。

窯跡は谷地の入口に近いもの(西)を1号、奥(東)に位置する方を2号とし、地名にちなんで水道山1、2号瓦窯跡とする。

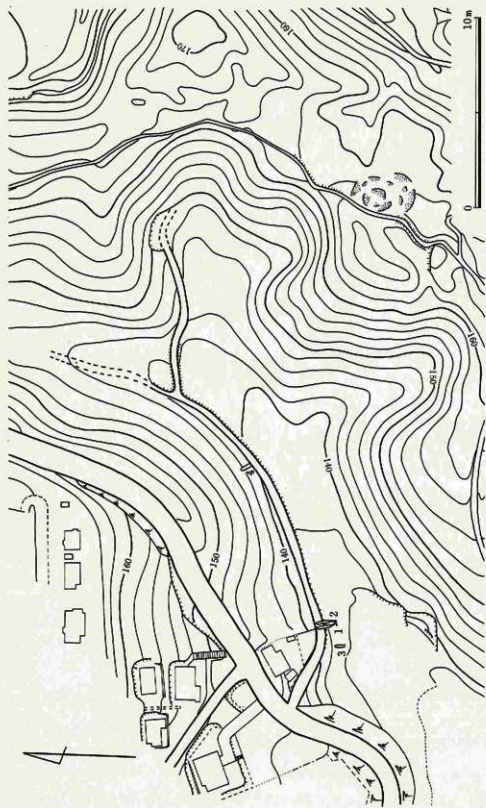
I 遺構

南斜面に構築された2口の窯はきわめて接近し、1号、2号窯の長軸線の間隔は約2.6mという位置にあった。窯はともに地山の粘土質地盤にトンネル状に構築したもので、煙道部もよく旧態を留めていた。

1号瓦窯跡

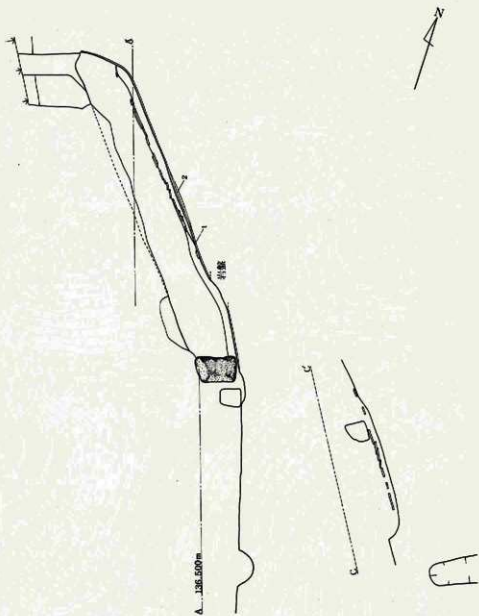
全長約5.2m、焚口部の幅は約70cm、焼成部長約3.8m、燃燒部長約1.5m、煙道は窯尻天井部より斜め外上方へ開口し、現存長約1.7m、径約30cm、焼成部の幅は中央部で約1.2m、焼成部底面の勾配は約20度で、男瓦、女瓦を段状に敷きつめてあった。

本跡の焚口から燃燒部にかけての天井部はアーチ形のまま遺存していたし、焼成部の左側天井も若干部分アーチ形のまま遺存していた。焚口の両側と底部分に用いられていた切石は焚口部前面に落下していた。また焚口部から外へ長さ2m程の小さな溝が構築され、その溝の上には男瓦片などをかぶせて蓋としていた。いまま燃燒部底面よりわずかながら湧水があるためこの窯の操業時においても同様であったことをうかがい得る。溝の上に瓦片利用の蓋を設けたことは、焚口部から灰などをかき出した場合、溝が埋まるのを防ぐ目的をもったものであることは述べるまでもない。

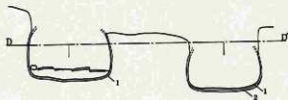


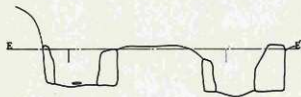
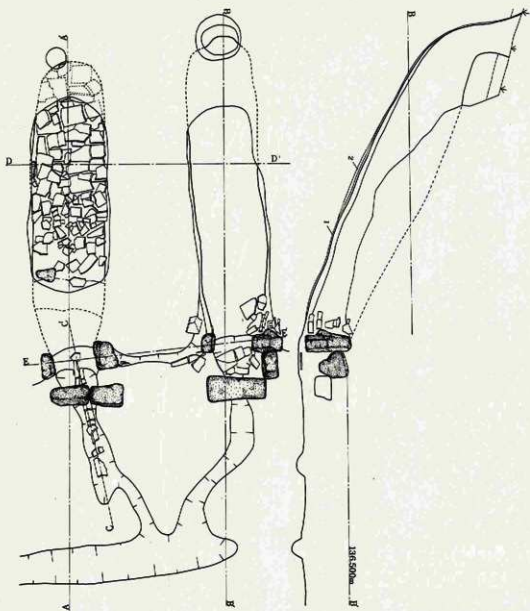
第2図 遺跡付近地形図

1. 1号窯 2. 2号窯 3. 3号窯 4. つくりかけの窯

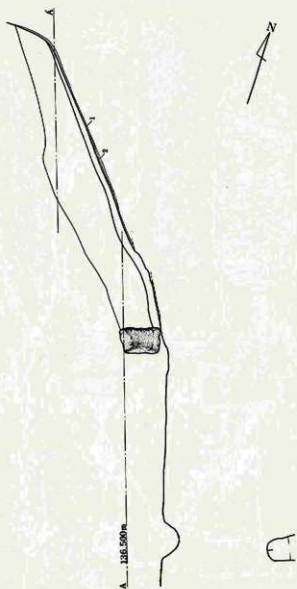


- 1 青灰色土層 (燒固層)
- 2 青褐色土層 (準燒固層)

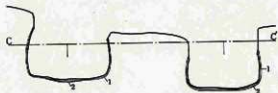


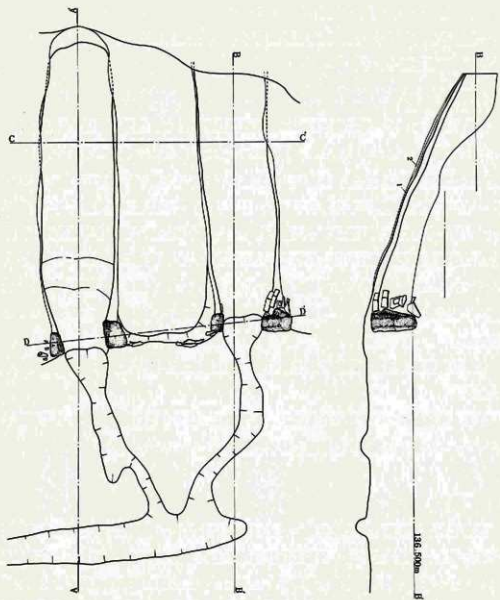


第3図 1・2号瓦窯跡(左より) 昭和37年度



- 1 青灰色土層 (燒固層)
- 2 青褐色土層 (燒土, 準燒固層)





0 2 m

第4図 1・2号瓦窯跡 (左より) 昭和55年度 (再調査)

本跡は凝灰岩質長岡風化土層中にトンネル状に構築したもので、比較的堅い盤の部分に底部を構築してあった。窯底は無階無段で、焼成部窯底には瓦を段状に敷いた地下式無階無段登窯である。

2号瓦窯跡

全長約5.2m、焚口部の幅は約60cm、焼成部長約1.2m、煙道は窯尻天井より斜め外上方へ開口し、現在長約1.2m、径約50cmである。焼成部の幅は中央部で約1m、焼成部底面の勾配は約22度、本窯は1号窯底のように瓦を敷いて段をつつたものであったがすでに燃焼部へずり落ちていた。もっとも、その数量は1号窯に比べてはるかに少量であった。天井部はすでに落下していた。本窯の焚口部も1号窯同様、両側並びに底部に凝灰岩切石が用いられていたのがあったが、廃窯の時期が1号窯跡よりもはやかったためであろうか破壊度はかなりひどかった。本窯も焚口部の底部から外側へ小さな溝が構築され、1号窯の溝と両跡間で合流し谷地の小流へ排水したものであろう。

本窯の構造は1号窯と同様に粘土質の堅い盤に窯底部を設けた地下式無階無段登窯である。

以上、両窯跡について述べたもので、2号窯は、はやくその操業を停止して廃窯となった。その後1号窯のみが単独で操業を継続していたものである。

II 遺物

本窯において生産された瓦を第一にあげねばならない。発掘によって得た瓦で窯の生産と考えられるものには1号窯の段状瓦積の上に放置された状態にあった字瓦がある。この字瓦は2枚が焼成部の窯尻近くにあつて、この窯の最終焼成品であることを証するものである。その他1号窯底に敷かれていた段状施設の瓦類、2号窯底の燃焼部へずり落ちていた瓦類、また1号焚口前庭部の排水溝の蓋に使用してあつた瓦類、須恵式土器の坏破片3点などであつた。

他に窯跡より南西15m程のところに瓦片が若干かたまつて出土した。ことにその中には銘書「壺」の文字瓦があつた。これらの瓦類はきわめて低温の焼成で、不良品として棄てられたものであろう。また、この瓦類出土地点付近は谷水の侵入を受け難い高まりをもつていて操業時には、窯出しや窯詰めにあつて利用した場所で、特定の場所とまでは断じ得ないものである。(この場所は第3次調査によって、3号窯に属す

ることが明かになった。)

土器

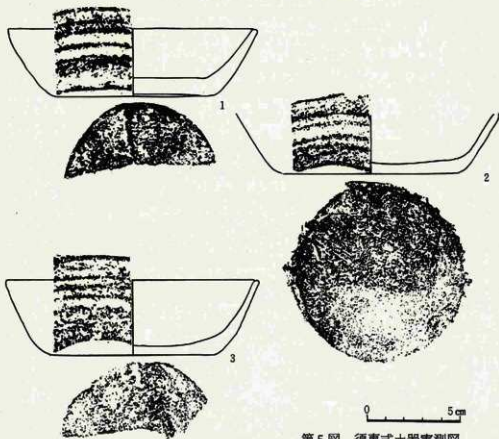
須恵式土器 環形3点 第5図1は口径約13.5、高さ約3.5cmで、底はヘラ削りである。

第5図2は口径約13.5、高さ約4cmで、底はヘラ削りである。

第5図3は底径約10cmで前二者よりも大きい。上部の欠失によって口辺を知ることができないけれど、肉の厚味から判断して、前二者同様環形ではなかろうか。底はヘラ削りである。色調は灰色を帯び、焼成温度は若干低いようである。前二者はともに色調は青灰色で、焼成は良好である。

その他、甕破片も若干出土した。

これらの須恵式土器は、本瓦窯における焼成品と考えられる。



第5図 須恵式土器実測図

屋瓦

- 男瓦**
- 1 無段式の長さ40, 幅は下部(推定)22, 上部11cm, 下部が一部欠失している。上面の成形は縄目文が施され, その後擦消してある。下面には布目がみられる(図版16-2)。
 - 2 無段式の長さ29.5, 幅は下部14, 上部9.4cm(図版17-4), 他に略完形(図版17-3, 図版18)があり, 伴に上面の成形は1と同じ技法によるものなどである。
 - 3 有段式(玉縁のある)の小破片1点があった(図版15-1)。

- 女瓦**
- 1 長さ39, 上部幅28cmで, この種の瓦の型押をA(水1)とする。上面には椽骨の板の痕がある。男瓦1とセットになるものと考えられる(図版5-1)。
 - 2 (A)長さ35, 上部幅28cmで, この種の型押をB(水2)とする。上面には椽骨の板の痕がある(図版7-3)。
(B)長さ29, 上部幅23cmで, 型押はBで男瓦2とセットとなるものである。上面には椽骨の板の小札痕がある(図版14-10)。
 - 3 長さ35, 上部幅28cmで, この種の型押をC(水3)とする。上面には布目が一部にのこっているのみで, 他は指頭によって擦消してある。2のAとほぼ同形であるから, 同じ椽骨を用いたものであろう(図版6-2)。
 - 4 上面は椽骨小札痕がある。(図版8-13)。
 - 5 小破片で, 叩きか縄目文であった(図版15-11)。

宇瓦 均正唐草文字瓦で顎は段を成し, モヤは女瓦1の型押Aによっている。ことにこの宇瓦の左隅には范の割れ痕が明瞭にみられる(図版1)。

提瓦 女瓦3を半載にしたもので, 現存部は女瓦3の上半分である。上面の幅は約14cm, 当初の長さは女瓦3のように約35cmであったと考えられる(図版4-2)。

面戸瓦 男瓦を利用したもので, 左右上端が欠失している(図版4-1)。

文字瓦 前述の瓦窯跡に近いところでの発見で, 女瓦の布目面(上面)にへうで「塩」が記されてあった。5点あり, いずれも当国塩谷郡を意味するものと考え

られる(図版19・20-1-5)。

表I 郡名瓦と型押一覧表

(昭和37年度)

拓影図版	写真版	種別	出土位置	文字及び文字面	型押	色調	焼成
19-1	107	女	1号窯跡南南西	「塩」表	水 6	淡 褐	普
20-2	"	"	"	「塩」表	水 12	灰	"
20-3	"	"	"	「塩」表	水 12	淡褐灰	"
20-4	"	"	"	「塩」表	水 12	淡 灰	"
20-5	"	"	"	「塩」表	目数不明	淡 褐	"

III 考察

そこで本跡発見の宇瓦を中心として若干の考察を試みることにする。本跡生産の宇瓦(第6図1)と下野薬師寺発見の宇瓦は同范である。また、文様の同類のものをさがすと、上神主廃寺発見の宇瓦(第6図2)がある。さらに上神主と同范かと思えるものに結城廃寺発見の宇瓦がある。上神主と結城の宇瓦は細部において違いがある。すなわち、宇瓦の左隅の范の割れ痕の有無が異なる点で、上神主に割れ痕があり、結城にはそれがない。この三寺の宇瓦は、まったく無関係のものとは考えられず、何らかの関連をもっていたものではなかろうか。

下野薬師寺と上神主廃寺の寺地はきわめて近接している。その両寺宇瓦が同類の文様である点、一考を要する。両寺の宇瓦をみると、共に左隅に范の割れ痕があって、同范であろうと即断し勝ちのものである。ところが、この両者を拓影によって重ね合わせると、第8図のようになる。つまり薬師寺(本窯1号跡)の方が上神主のものより大きいということである。また図に示したように中心花を重ね、左右を均正に重ねてみると、両者は同じバランスをもって縮小拡大していることがわかる。このような両者の関係は、まず「ふみかえし」といった技工を考えねばなるまい。つまり、薬師寺の宇瓦を原型として粘土で型取りし、乾燥、焼成によって第2次の范をつくり、その范から宇瓦を生産した。その宇瓦が上神主のものであると考えられる。したがって薬師寺宇瓦-第2次范-上神主廃寺宇瓦となる。第2次の范は原型である薬師寺宇瓦より若干縮小され、さらに第2次范からつくった上神主の宇瓦は、さらに縮小されることになる。

薬師寺の宇瓦と上神主の宇瓦を拓影の重なりでみると、上神主は薬師寺よりそりが強くなっている。宇瓦の天地ほぼ中央の長さは薬師寺が25.5cm上神主が23.8cmで、1.7cm縮まっている。これは薬師寺に対し約7%縮まったことになる。この両者の中間に

は第二次の笥があるわけでこの笥も瓦と同質の粘土で作り、同じような乾燥、焼成を経たとすれば、縮小率はほぼ同じようにみて約3%ということになる。

このように考えてみると、上神主と薬師寺両寺の宇瓦文様に笥の割れ痕が同じように残っていて何ら不思議はないわけである。そこで、もうひとつ、上神主と文様面各部の大きさがほぼ同じものであるが、左隅の笥の割れ痕をもたない結城庵寺の宇瓦(第7図3)について考えてみよう。これは、再三述べるように左隅の笥の割れ痕の有無だけの違いと云える。薬師寺の宇瓦と比較して縮小の率も上神主とほぼ同じである。つまり、上神主の笥と同じように薬師寺宇瓦の「ふみかえし」による造笥で、ただ左隅(笥では右隅)の割れ目を修正したものと考えられるのである。

上神主の宇瓦では外区線の両側(左右)にさらに一重を加えて二重になっている。これについては、前節で述べた型押A(水1)が薬師寺宇瓦に、B(水2)が上神主庵寺宇瓦にみられ、ともに本瓦窯1号より発見されているから、この瓦屋における生産の瓦であり、型もこの瓦屋に属していたものであることは述べるまでもない。型押具は一瓦屋に数種あったことは当然で、改めて述べる要はない。ただ、宇瓦の場合、そのモヤとなる女瓦の大きさというものはそう簡単に変えられない。つまり、この女瓦は桶状の横骨を用いているため、1枚造りなら別であるが、そう簡単に横骨を改造する訳にはいかないのである。そこで「ふみかえし」によってつくられた上神主への納入宇瓦は左右の寸法が若干縮まっているため、女瓦の寸法に合うようにすることが、便利なわけで「ふみかえし」による第2次の笥では左右へ外区線を1本加えることによって、宇瓦左右の寸法を薬師寺とほぼ同じようにしようとしたわけで、結果的には薬師寺より約1cm大きくなってしまった。

上神主と薬師寺の宇瓦は断面の形が異っている。このことは成形法の違いである。つまり、薬師寺(水道山1号)の造笥法(宇瓦の)は女瓦を横にして文様面の部分に粘土を厚く付け(頰の部分ができる)、笥を横から接着し、叩いて文様を付けたと考えられる。上神主庵寺の笥は第2次の瓦製笥であつたらうから従来使用していた木製の笥を使いなれていた工人にとっては勝手がちがうし、木製笥のように横位置で叩いたために割れができたので、二度失敗しないように考慮したことであろう。つまり笥を平らに上向きに置き、それに粘土をのせ、女瓦を縦位置にして造笥したのであろう。

注 これについては、高井梯三郎氏がその
著「常陸台渡庵寺跡・下総結城八幡瓦窯跡」
99頁注(8)において指摘し、上神主と薬師寺
のものは「異なる窯場の製作であることを示
すものかも知れない」と述べている。



0 6cm

第6図 水道山窯・
上神主廃寺・結城廃寺宇瓦



第7図 水道山窯・
上神主廃寺宇瓦文様の比較図

あとがき

以上、きわめて簡単ではあるが、水道山1, 2号瓦窯跡における生産瓦は、下野薬師寺、上神主廃寺に供給されたもので、両跡のみでなく、さらに近くに数口の瓦窯があって、かなり活発に操業を展開していたものであろうことを述べた。しかも、両寺宇瓦については前節で述べたごとく、薬師寺所用宇瓦を原型として、「ふみかえし」による第2次造范によって造瓦された宇瓦は上神主廃寺へ供給されたと考えられる。もっとも、記述の混同をさける意味で、便宜上三寺院所用の宇瓦として分けたのであったが、実は薬師寺宇瓦の「ふみかえし」による上神主所用宇瓦は、薬師寺にも供給されていることをここに明記しておく。また他面、結城廃寺所用宇瓦も上神主廃寺所用宇瓦のごとく、薬師寺所用宇瓦の「ふみかえし」により第二次范で行なった造瓦であろう。ただ、上神主(薬師寺)とは異なり瓦の右隅の破損部分を修正したか、さもなれば范割れのない薬師寺瓦を原型として「ふみかえし」によって造瓦し、その瓦による、造瓦の二者いずれかであろう。

以上を整理して、三者の造瓦順序を記す

表II 均正唐草文字瓦造瓦順序

水道山瓦屋	
↓ (第1匳)	
下野薬師寺	
水道山瓦屋	八幡瓦窯
↓ (第2匳A)	↓ (第2匳B)
{ 下野薬師寺	下総結城廃寺
{ 上神主廃寺	

となる。これら三者の造瓦時期は比較的近接した時期であろう。そして、三者の造瓦期は奈良時代に属したのであることは間違いないと考えられる。

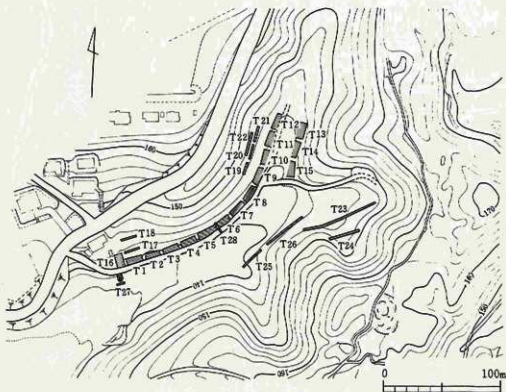
このような造瓦関係をさらに進めてゆくと上神主、結城廃寺の創建年代を下野薬師寺との関係においてかなり明確に成し得るであろう。それは、いずれ稿を改めて述べることとする。

第2次調査 (昭和52年7, 8月)

今次調査は日本住宅公団の住宅団地造成に伴い、第1次調査で確認された1・2号窯より奥(東側)の谷が整調池となるため、この地域に窯関係遺跡の有無を調べることを目的とした調査であった。

調査対象地域は1・2号窯の東側一帯であった。この谷に対して北側・東側・南側の各斜面の裾部にトレンチを設定して遺構の確認を行った。その結果第6トレンチは北側斜面裾部の山路沿いに設定したもので、ここでつくりかけの窯を確認した。

また第27トレンチは1・2号窯のステ場と推定される地区に設定したトレンチで、結果は粘質性の強い暗灰色土層中に多数の屋瓦片の包含を確認し、この地区がステ場であることを推定し得た。つまり、この地区は公団造成の調整池堰堤などによって破壊されないものであることの確認もできたわけである。



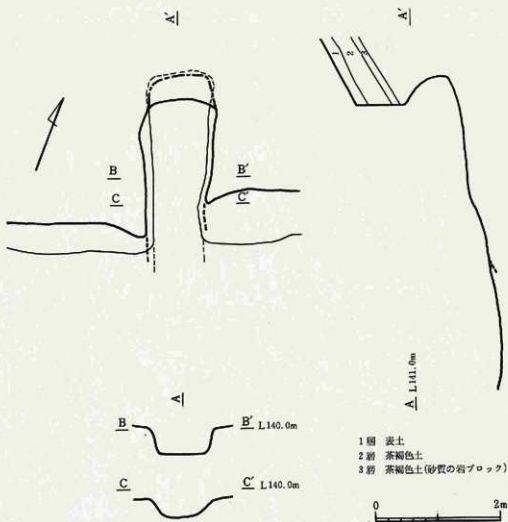
第8図 トレンチ配置図

I 遺構

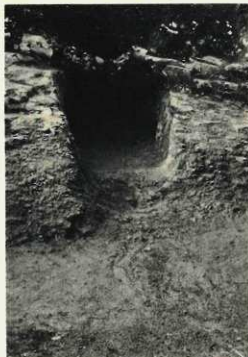
窯のつくりかけ跡は丘陵面（1・2号跡より北北東へ約70mの地点）に構築されたものである。遺構は窯を構築しかけて途中で作業をやめたものである。その大きさは全長2m、幅は70-90cm。長岡風化土層中にトンネル状に構築したもので、横穴古墳の掘廻と同じ様な方法によったものと考えられ、ノミの痕跡が遺存していた。構築途中で方針変更の理由は如何なるものであったか定かにできない。このような、つくりかけの窯は下野国内における例としては、三嶋山北西麓の東山瓦窯^{注1}に、さらに那須郡小砂窯跡群^{注2}にみる事ができる。

注1 大川清著「下野古代窯業遺跡」

注2 大川清著「小砂焼」



第9図 つくりかけの窯の実測図



第10図 つくりかけの窯



第11図 つくりかけの窯のみ痕

II 遺物

1・2号窯跡下方のステ場へ入れた27トレンチからの出土遺物は屋瓦類である。

屋瓦

男瓦 無段式3，有段式1の出土があった。

女瓦 屋瓦中最も多量であった。

鐘瓦 圓唐草文縁八葉蓮花文（図版21-1）

字瓦 (1)四重弧文 これは第19トレンチ出土のもので，顎の様子は不明である。

(2)素文縁均正唐草文(A) 段顎で型押によってモヤの成形がなされている。

この文様面左隅には削割れの痕跡がない（図版21-5）。

(3)素文縁均正唐草文(B) モヤの型押により，左隅には削割れの痕がみられる（図版21-4）。

(4)素文縁均正唐草文 顎は直線顎で，焼成は低温で黒灰色である（図版21-6）。

文字瓦 女瓦の布目面（上面）にへら書きによって「内」3点，「那」が7点発見された。これらの文字は「内」は河内郡，「那」は那須郡を意味するもので，型

押との関係は下表の通りである。

表Ⅲ 郡名文字瓦と型押一覧表

(53年度)

拓影図版	写真版	種別	出土位置	文字及び文字面	型押	色調	焼成
22-1	107	女	27トレンチ	「那」表	水 12 ?	灰	良
22-2	"	男	"	「那」裏		"	普
22-3		女	"	「那」表	水 5	黒	"
22-4	107	不明	"	「那」裏		灰	良
22-5	"	女	"	「那」表		黒	普
22-6	"	男	"	「那」表		灰	良
23-7	"	女	"	「内」表		"	普
23-8	"	"	"	「内」表	水 17	"	良
23-9	"	"	"	「内」表	水 9 ?	黒・灰	"
23-10	"	"	"	「内」表	目数不明	灰	"

むすび

遺構確認調査によって、つくりかけの窯1口を検出した。さらにステ場の一部を確認することができた。その結果、第1次調査における屋瓦資料にさらに増加せしめ、ことに素文縁均正唐草文字瓦の筈割れのないものの発見と文字瓦に河内以北三郡の郡名を記した資料と国分寺出土と同範の軒先瓦（團唐草文縁八葉複弁蓮花文鏡瓦と素文縁均正唐草文字瓦）の出土は、1・2号窯が薬師寺へ供給し、その後、他の窯で国分寺への供給屋瓦を焼成したと推考し得るものである。

第3次調査 (昭和55年8・9月)

今次の調査地域の東側は、すでに住宅公団の宅地造成に伴う調整地の堰堤が完成し、また一方、反対の西側にはダンプによって廃土が棄てられ、まさに掘鉢の底といった状態であった。調査時は晴天の少ない夏であったため、あたかも梅雨期のような気候であり、湧水と雨水の排水路が無いため、水が溜って池のようになっていた。しかもそれに加えて投棄土が雨水と共に流入して泥沼と化していた。湧水の一部については住宅公団の協力を得て配管排水したが、別途に終日排水ポンプを使用している作業であったことは特記すべきものである。

調査はパワーシャベルによって採取した泥を一回毎に調べつつステ場の範囲確認と遺物の採取を実施した。

1・2号窯跡のステ場と考えられる地区をA区とし、さらにA区より谷の中央へ寄った(下った)南東部をステ場B区とした。1・2号窯跡の再発掘によって、今回の調査区域と遺物との関連を把握するため、ふるい山路の部分を削平し、ことに西側の廃土を除去し得る限りパワーシャベルを駆使したところ新しい窯跡(3号窯)を発見した。この窯跡は第1次調査の際「窯跡より南西15mのところ瓦片が若干かたまつて出土した。ことにその中には簡書「塩」の文字瓦があった。これらの瓦類はきわめて低温の焼成で、不良品として棄てられたものであろう。また、この瓦類出土地点付近は谷水の浸入を受け難い高まりをもっていて操業時には、窯出しや窯詰めにあたって利用した場所で、特定の場所とまでは断じ得ないものである」と記した場所の西に接した位置にあたる。

そこで、3号窯より東側の山路を削って、かつての1・2号窯に再会した。

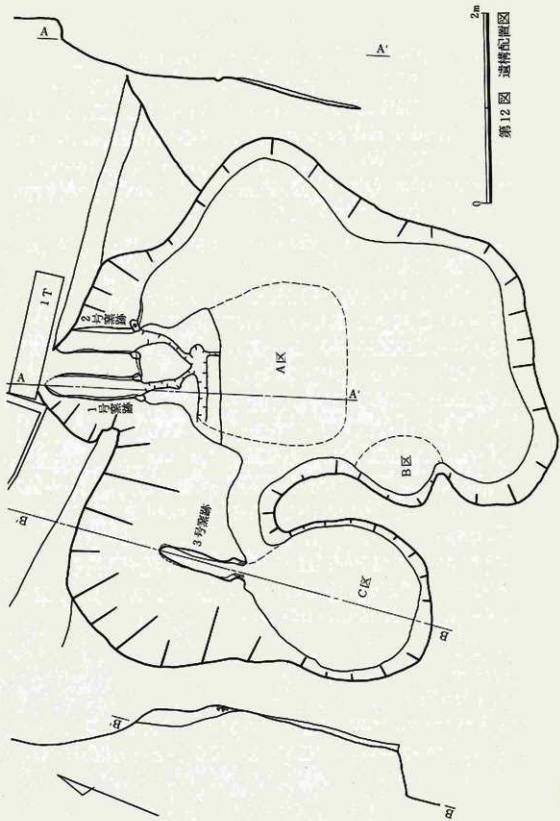
3号窯のステ場はC区とし、B区と接続することも確認できた。遺物の大多数は屋瓦でコンテナ(34×54×20)120函以上を採取した。

I 遺構

(1) 3号瓦窯跡

本窯跡は1号窯跡の西約10m、焚口部は1号窯のそれより約1.4m下部に位置している。1・2号窯同様長岡風化土層を削り抜いて構築した地下式無階無段登窯で、主軸方向はN-21°-Wである。

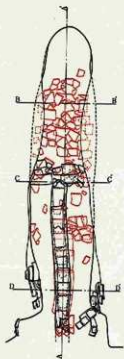
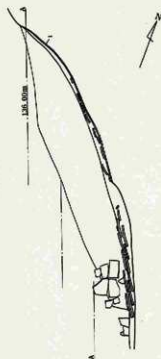
全長約4.6m、焚口部の幅は約75cm、焼成部長約3.4m、燃焼部長約1.2m、煙道



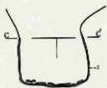
第12图 遗址配置图

2m



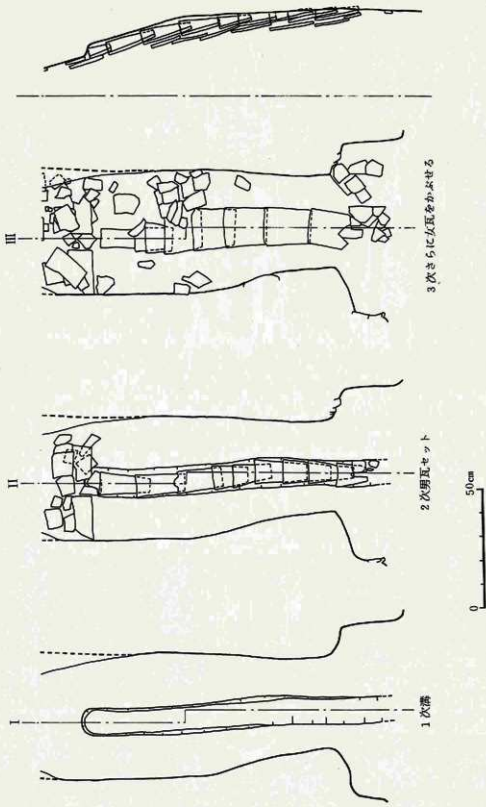


- 1 青灰色土層 (燒土層)
- 2 青褐色土層 (架燒固層, 燒土)
- 3 黑色土層 (炭化物層)
- 4 青褐色土層 (補強瓦固定層)



0 2 m

第13图 3号瓦窯跡 昭和55年度



第14図 3号窯跡排水溝支測図

は窯尻天井部より上方へ開口していたが、ここの部分はパワーシャベルで削り取ったが、その際の観察では径約30cmであった。焼成部の幅はB-B'で約95cm, C-C'で105cm, 焼成部底面の勾配は約20度で多数の女瓦片を敷きつめて焼台としていた。燃焼部両側壁から焚口部, さらに焚口部外側の壁部分には女瓦が補強材として貼り込んであった。

本窯には窯体中央付近から主軸ぞいに焚口外へ溝が設けられていた。この溝は排水溝で、溝は幅約25cm, 深さ8~15cm, その溝に完形または大形破片の男瓦を正常位に置き並べ(屋蓋に葺く時とは逆位置に重ねた), さらにこの上に女瓦裏面(型押面)を上にして蓋のように重ねてあった。排水溝使用の男瓦は焚口より3枚目が有段式, 他は無段式であった。燃焼部両側壁の女瓦補強は大形破片の裏面を表にして左側壁は焚口より約80cm, 右側壁は約50cmにわたって施設されていた。この補強は, 窯構築時より後のものであることは論ずるまでもない。また同様に焚口外側の壁面にも補強が認められた。

(2)ステ場

第1次調査にあたってはステ場の調査は全く不可能で, 第3次においても人力ではとても不可能であったから, パワーシャベルによって2mにも及ぶ泥の推積をつまみ上げるといった状態でステ場を掘ったのである。その結果A, B, C区として記録したのである。

A区

本区は1・2号窯跡のステ場である。範囲はほぼ東西10m, 南北6.5mの楕円形状に認められた。屋瓦類の男・女瓦の出土量はステ場3区の内が一番少なく総重量440kgであった。

ここからは, 文字瓦は1片も出土していない。屋瓦類は, 蓋・宇・男・女瓦が出土している。

B・C区

B区はA区やや南東, C区のは東側に隣接し, B区とC区は低い馬の背状の小丘によって区分されているようであるが, 接続した同一のステ場であると考えられ, B区の範囲は東西8m, 南北7mの楕円形, C区は東西3m, 南北4m程の楕円形である。

B区での屋瓦重量は約1,200kg, C区の重量は約750kgであった。

屋瓦類は釜・宇・男・女瓦が出土している。

文字瓦には郡名、人名のものが出土した。

表IV 窯跡及びステ場瓦重量

単位 (kg)

窯跡・区	男 瓦	女瓦 (型押)	女 瓦 合 計	男瓦	男・女瓦合計
		女瓦 (縄目)		女瓦	
1 号	14.80	225.20	236.60	16.97	251.40
		11.40			
2 号	—	12.50	21.90	21.90	21.90
		9.40			
3 号	27.18	97.40	107.90	3.97	135.08
		10.50			
A 区	37.20	374.50	396.90	11.67	434.10
		22.40			
B 区	62.40	1,070.02	1,115.32	18.87	1,177.72
		45.30			
C 区	21.10	710.14	730.74	35.63	751.84
		20.60			
合 計	162.68	2,490.06	2,609.36	16.04	2,772.04
		119.6			

II 遺物

(1) 窯跡

1号瓦窯跡

土器

須惠式土器 再調査の際に、甕、壺の破片 (図版77—11, 図版79—18) を発見し, 18 の器面は平行線文叩き成形を施す。

屋瓦

女瓦 それぞれ縄叩きのものである (図版72—4, 図版73—7, 図版74—10・11)。

面戸瓦 破片で男瓦を利用している (図版32—6)。

隅切瓦 破片で女瓦を斜めに切り落したものである (図版33—9)。

3号瓦窯跡

土器

土師式土器 底部破片の1片 (図版76—7)。

須惠式土器 高台付の環 (図版75—3)。

屋瓦

屋瓦類としては排水構と焚口、燃焼部側壁に使われていた女瓦と男瓦が大部分で、軒先瓦としては、焚口部から凸波文連珠縁の鏡瓦（図版24—4）と素文縁八葉素弁蓮花文鏡瓦（図版25—20）の出土があった。後者は二片の接合であって、1片はステ場C区にあったものである。

男瓦 3号窯の排水構に使用されたもので、無段式が多く、成形用の縄叩きの痕などがみられなかった（図版38—42）。

有段式は1枚のみであった（図版43—7）。

女瓦 3号窯に完形に近い女瓦の出土があった。それによると、模骨小札の痕がみられず、叩き具による型押は3または4連打3列で、1枚づくりのように思えた（図版34—36）。

また、縄叩きのもの（図版71—1、図版72—3・5、図版73—6）と、縄叩きののち型押の叩き具がさらに加えられたもの（図版71—2）もあった。

(2)ステ場

A区

土器

須恵式土器 つまみがとれた蓋（図版75—1）、坏（図版75—2・5）、短頸壺（図版76—8）、甕口辺部（図版76—9）、甕、壺の破片で平行線文叩き成形を施す（図版77—10、図版78—14、図版79—17）。

屋瓦

鏡瓦 III 團唐草文縁八葉複弁蓮花文（図版24—10、図版25—16・17）

宇瓦 II 素文縁均正唐草文（図版25—1、図版26—3）

B区

土器

土師式土器 口辺部付近の破片（図版76—6）。

須恵式土器 坏（図版75—4）、甕、壺の胴部破片で平行線文叩きを施す（図版77—12、図版77—10）。

屋瓦

- 鏡瓦 I 隆線波文縁八葉複弁蓮花文(図版24-1)
III 圈唐草文縁八葉複弁蓮花文(図版24-8・9・11, 図版25-12~14)
II 隆線波文連珠縁八葉複弁蓮花文(図版24-4・6)

- 宇瓦 II 素文縁均正唐草文(1)(図版26-2)
III 素文縁均正唐草文(2)(図版26-6・7, 図版27-8-10)

男瓦 無段式の大型のもので、成形用の縄叩きなど認められない(図版37)。

女瓦 縄叩きのものである(図版73-8)。

堤瓦 破片で女瓦半切のもので、横骨小札の痕がみられるものである(図版32-2)。

隅切瓦 破片で女瓦を斜めに切り落したものである(図版33-8)。

C区

屋瓦

- 鏡瓦 III 圈唐草文縁八葉複弁蓮花文(図版25-15)
II 隆線波文連珠縁八葉複弁蓮花文(図版24-4・5)
V 素文縁八葉素弁蓮花文(図版25-18・19)

宇瓦 II 素文縁均正唐草文(1)(図版26-4・5)

女瓦 縄叩きのものである(図版74-9)。

堤瓦 いずれも破片であるが女瓦半切のもので横骨小札の痕がみられるものである(図版32-2)。

面戸瓦 いずれも破片で、5は女瓦によるもので他は男瓦と考えられる(図版32-3~5)。

隅切瓦 いずれも破片であるが女瓦を斜めに切り落したものである(図版33-7・10)。

土器

須惠式土器 壺、壺の胴部破片で平行線文叩きを施す(図版78-15)。

むすび

今次の調査では、A・B・C区の3カ所のステ場を確認、1・2号窯跡の西側で新

らたに3号窯跡を発見した。これから出土した屋瓦類の総重量は約2400kgに達し、ステ場での屋瓦量はB・C・A区の順であった。

ステ場はA区が1・2号窯，B・C区が3号窯にともなうものとするには間違いはないものであろう。

過去における文字瓦の発見地域は，昭和37年度の「塩」は3号窯の東側，昭和52年度の鑑瓦と文字瓦の発見場所は，ステ場A区の下方のC区にまたがる地域のもと考えられる。また，昭和10年代の田中国男氏によって採集されたものは，B区附近におけるものと考えられる。

今回発見の軒先瓦類によって鑑瓦と字瓦の組み合わせが判明し，さらに人名，郡名瓦の出土によって，1・2号窯にて薬師寺の屋瓦を焼成し，3号窯において国分寺創建初期と上神主廃寺，多功遺跡の屋瓦を焼成したものであることが判明した。また文字瓦のうち郡名は国分寺用，人名は上神主，多功用であることが明らかとなった。軒先瓦並びに文字瓦の組み合わせは別表のごときものである。

表V 郡名文字瓦と型押文一覧表

(昭和55年度)








形制	写真 図版	種類	出土位置	文字及び 文字形	組	押	色割	焼成	形制	写真 図版	種類	出土位置	文字及び 文字形	組	押	色割	焼成			
40-7	109	男	3号排水溝	「瓶」表			灰	良	53-57		女	3号甕底	「瓶」表	水	12	黒	特			
42-6	109	男	3号排水溝	「瓶」表			灰	良	54-58		女	3号甕底	「瓶」表	水	12	黒	特			
44-1	110	女	B区	「瓶」表			白灰	良	54-59		女	3号甕底	「瓶」表	水	12	黒	特			
44-2		女	C区	「瓶」表		目数不明	灰	普	54-60	108	女	3号埋土中	「瓶」表	水	12	黒灰	特			
44-3		女	B区	「瓶」			白灰	普	55-61		女	3号甕底	「瓶」表	水	12	黒	特			
44-4		女	3号甕底	「瓶」表	水	4	灰	良	55-62		女	C区	「瓶」表			目数不明	黒	特		
44-5		女	C区	「瓶」表		目数不明	灰	普	56-63	108	女	C区	「瓶」表	水	12	灰	特			
45-6		女	B区	「瓶」表	水	6	灰	普	55-64		女	C区	「瓶」表	水	12	黒	特			
45-7	109	女	B区	「瓶」表	水	12	白灰	普	56-65		女	C区	「瓶」表			目数不明	黒	特		
46-8		女	B区	「瓶」表	水	6	灰	普	56-66		不明	C区	「瓶」	文字面の 一部破れ			目数不明	黒	特	
46-9		女	B区	「瓶」表		目数不明	黒	普	56-67		女	3号甕底	「瓶」表	水	12	黒	特			
46-10		女	B区	「瓶」表	水	14	黒灰	普	56-68		女	B区	「瓶」表		目数不明	黒	特			
46-11		女	C区	「瓶」表		目数不明	灰	普	56-69		女	3号甕底	「瓶」表			目数不明	灰	特		
46-12		女	C区	「瓶」表	水	6	黒灰	良	56-50	108	女	3号甕底	「瓶」表			目数不明	黒	特		
47-13	109	女	C区	「瓶」表	水	12	灰	普	57-51	108	女	3号甕底	「瓶」表	水	12	黒	特			
47-14		女	C区	「瓶」表	水	6	灰	普	57-52	108	女	3号甕底	「瓶」表	水	12	灰	特			
47-15	110	女	C区	「瓶」表	水	6	白灰	普	57-53		女	C区	「瓶」表			目数不明	黒	特		
48-16		女	B区	「瓶」表		目数不明	黒	普	58-54		女	C区	「瓶」表	水	12	灰	特			
48-17	100	女	B区	「瓶」表	水	12	暗灰	普	58-55	108	女	B区	「瓶」表			目数不明	黒	特		
48-18		女	C区	「瓶」表	水	11	灰	普	58-56		女	C区	「瓶」表			目数不明	灰	特		
49-19		女	C区	「瓶」表	水	6	黒灰	普	58-57		女	C区	「瓶」表			目数不明	黒	特		
49-20		女	C区	「瓶」表			灰	良	59-58	108	女	B区	「瓶」表			目数不明	黒	特		
49-21		女	B区	「瓶」表		目数不明	灰	普	59-59		女	C区	「瓶」表			目数不明	灰	特		
49-22	110	女	C区	「瓶」表	水	12	灰	普	59-60		女	C区	「瓶」表			目数不明	灰	特		
50-23		女	C区	「瓶」表		目数不明	灰	良	59-61		女	C区	「瓶」表	水	6	灰	特			
50-24	110	女	B区	「瓶」表	水	12	白灰	良	60-62		女	B区	「内」表				灰	良		
50-25		女	B区	「瓶」表		目数不明	暗灰	良	60-63		女	C区	「内」表	水	17	灰	良			
50-26	107	女	3号甕底	「瓶」表		不明 押印と 文字が 一致	黒	普	60-64	110	女	B区	「内」表	水	12	灰	良			
51-27		女	B区	「瓶」表			黒	普	60-65	110	女	3号排水溝	「内」表	水	14	灰	良			
51-28		男	B区	「瓶」表			灰	良	60-66	110	女	B区	「内」表				黒	普		
51-29		女	3号甕底	「瓶」表	水	3	灰	良	60-67	110	女	B区	「内」表			水	4, 11	黒	普	
52-30	108	女	3号排水溝	「瓶」表	水	12	灰	普	61-68	110	女	B区	「内」表					灰	良	
52-31		女	3号甕底	「瓶」表		目数不明	黒	普	61-69		女	B区	「内」表					灰	良	
52-32		女	C区	「瓶」表			灰	普	61-70	110	女	B区	「内」表			水	17	灰	良	
52-33		女	C区	「瓶」表		目数不明	黒	普	61-71		女	C区	「内」表					目数不明	黒	普
53-34		女	3号甕底	「瓶」表		目数不明	黒	普	62-72		女	C区	「中」表					灰	良	
53-35		女	B区	「瓶」表		目数不明	黒	普	62-73		女	C区	「中」表					灰	普	
53-36		女	C区	「瓶」表			黒	普	62-74		女	C区	「中」表					灰	普	

表VI 人名文字瓦一覽表

拓影図版	39	63				64		65				66			67			68			
	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
写真図版		111	112	112	112	111	112	112	112	111	112	112	112	111	111	112	111	112	111	112	111
種別	男	男	女	男	男	男	男	男	男	隅切	男	女	女	女	女	不明	女	男	女	男	女
人名	男 丈マ田万呂	丈マ田万呂	酒マ男	丈 小酒	君麻マ毛 匠	匠	丈マ匠	不明	金万呂	酒マ	酒マ子見	酒マ子見	大麻万呂	白マ若	大麻マ万呂	酒マ	子見	丈	大麻古万呂	大	麻古万呂
出土位置	3号排水溝	B区	B区	B区	B区	3号排水溝	C区	B区	3号跡	B区	C区	C区	C区	B区	B区	C区	C区	B区	C区	C区	B区
文字及び面	表	表	裏	表	表	表	表	表	裏	表	裏	裏	裏	裏		裏	表	裏	表	裏	
色調	灰	灰	灰	灰	灰	灰	褐灰	黒	褐	灰	灰	灰	灰	褐灰	灰	褐灰	灰	褐灰	灰	褐灰	褐灰
焼成	良	良	良	良	良	良	普	普	普	普	良	普	普	良	普	良	普	良	普	良	普
型押															水 19		水 19				水 19

ただし3号焼成の鏡瓦(2)は薬師寺跡からの発見があり、さらに鏡瓦(4)は国分尼寺よりの出土が知られているが、一応表記の関係を基準的な需給関係とみなしたものである。

表Ⅶ



供給先	瓦 窯	鏡 瓦	字 瓦	文 字 瓦
薬 師 寺	1 . 2 号	 I	 I II	なし
国 分 寺	3 号	 II  III	 III	郡名 「那」「塩」「内」
上多 神功 主遠 庵 寺跡	3 号	 IV  V		人名

まとめ

1

これらの瓦窯発見古瓦と類似品の発見地との関係について考察を進め、それによって水道山瓦屋のもつ意義を明らかにしてゆきたい。そこでまず、水道山出土の軒先瓦を編年的に記し、それを出土する遺跡と遺物を表記する。

表 VII

水道山 I 期 (725~733)		
鏡瓦 隆線波文縁複弁蓮花文 中房 (1+6+12) 宇瓦 均正唐草文 (段頸) 范割無 (1点のみ) 范割有	  	鏡瓦 ○薬師寺104 宇瓦 ○薬師寺203 A (段頸) 范割無 (少数) 范割有 (多数)

宇瓦は薬師寺と同范と考えられ、頸部の作法が双方とも段頸である。

鏡瓦は薬師寺の104と同范である。

この鏡、宇瓦の一组は、昭和55年度の第3次調査によって明らかになったもので、これよりふるく、下野薬師寺の調査報告においてこれを軒先瓦の一组と設定したことは大金宣亮氏の卓見とすべきである。つまり、薬師寺講堂跡発掘時における出土状態^{注1}などから推して組合せが設定されたものである。

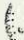





この宇瓦の范割れ同范で直線頸作法のものが乙女不動原瓦屋でつくられている。^{注2}
 宇瓦范割れはこの時期の早期に生じたものと考えられる。

表 IX

水道山 II 期 (741~742)		
鏡瓦 隆唐草文縁八葉複弁蓮花文 唐草24転。 中房 (1+X+X) 間弁は無し 宇瓦 均正唐草文 (直線頸) 鏡瓦にみる唐草が左右端より中央に向かって相互に上下五転して中央で双方を山形の線で結び中心花のようにになっている。	 	鏡瓦 ○国分僧寺 宇瓦 ○国分僧寺 ○町谷4号瓦窯

このⅡ期の組合せは、円形唐草を単位としたもので、国分僧寺から少数の発見があり、町谷4号瓦窯跡から字瓦の出土があり、さらに叩道具の型押水4(7×8)は^{注3}町204(7×8)と同範である点が明らかになった。なお、これらの同範軒先瓦は、^{注4}豊岡遺跡と那須官衙跡からの出土があるけれども、水道山瓦屋との直接的関係については明言すべき段階でないため、本表には掲載しなかった。

表 X

水道山Ⅲ期 (742-745)	
鏡瓦Ⅰ 隆線波文連珠縁八葉複弁蓮花文 (5点) 中房(1+8)	
鏡瓦Ⅱ 凸波文連珠縁八葉複弁蓮花文 (1点のみ) 中房不明(1+8)	
鏡瓦Ⅲ 素文縁素弁八葉蓮花文 (3点) 中房(1+5+7)	
鏡瓦Ⅰ ○薬師寺103 ○多功遺跡* ○乙女不動原	
鏡瓦Ⅱ ○上神主廃寺** ○多功遺跡*** 中房(1+8)間弁あり	
鏡瓦Ⅲ ○上神主廃寺****	

*田熊清彦・田熊信之「下野国河内郡内出土の古瓦」図版44-3

**同上 図版9-2

***同上 図版44-5, 45-2, 3

****同上 図版9-4, 5・23頁

鏡瓦Ⅰは内区が不明であるが周縁は薬師寺における鏡瓦103と同範であると考えられる。また、乙女不動原瓦屋に同範とみられる鏡瓦がある。

鏡瓦Ⅱは内区が不明であり、周縁は鏡瓦Ⅰとは異なり1点のみの発見であった。しかし、上神主、多功からは比較的多くの発見がある。^{注3}

鏡瓦Ⅲは上神主からの発見のみである。^{注3}

以上が水道山瓦屋(1-3号窯)からの軒先瓦文様と同範関係にある遺跡についてみてきた。このうち、Ⅰ期字瓦の段頸については薬師寺講堂跡からの出土が確認されているが、直線頸の同範(范割有)は薬師寺、尼寺、乙女不動原瓦屋から出土していて、字瓦頸部の作法が異なる。これは注意すべきことのひとつである。

さらに、もう一つの問題は水道山の第2次確認調査中、1, 2号窯より約130m北東の19トレンチより四重弧文字瓦片1点を採取した。これを水道山瓦屋のX号窯において作製したものか、さもなくばサンプルとして他所より持ち来っただけのものか

は、今は一応棚上げしておくべきと思う。

なお、水道山瓦屋出土の女瓦に叩道具による型押文の根瓦瓦屋と共通することは、水道山瓦屋の発展操業の窯であるから当然であり、消費遺跡からの出土も当然である。しかし、三龜山麓町谷瓦屋における型押（町204）の存在は水道山第Ⅱ期宇瓦が町谷瓦屋からの出土と考え合せた時、瓦工が箆と叩道具を持って町谷へ移動したことを物語るものである。参考に遺構別型押文の一覧を表示する。

表 XI 遺構別型押出土一覧表（ピックアップ分のみ）

No	出土位置 型押目数	1号跡 2号窯 3号跡 A区 B区 C区						消費・生産遺跡 (下野古代遺跡遺跡) による
		1号跡	2号窯	3号跡	A区	B区	C区	
1	13×20+α	5	12		6			
2	13×15	1		6		12	6	僧塔60
3	9×11	6	1			1		根2, 僧75
4	7×8					1		町204
5	8×8			2		1	1	
6	7×9			11		5	12	
7	10×11			1	2	8	1	
8	13×15			6		1		
9	15×21			3				僧91
10	13×15			2		4	2	
11	8×9					1	1	
12	7×11+α			8		4	6	
13	7×7			1	1	2		尼30
14	10×11					1		
15	9×11			1				
16	9×11				1	1		
17	10×11					1		
18	10×12+α					2	1	
19	12×13					1	2	薬318
20	9×12+α						1	
21	14×17+α	4			1	1	1	

そこで、第Ⅰ期宇瓦中第Ⅰ次調査時の2点は、1号窯中に遺存していたもので、焼成後窯出ししたまま残された状態で発見された。したがって1号窯の最後の焼成品と考えられる。また筈割れのない1点(図版21-5)は1、2号窯のステ場と考えられる地点より第Ⅱ次調査時に採取したものである。

また、第Ⅰ期鏡瓦と宇瓦は薬師寺における一組として大金氏によって認定されたものであるが、第Ⅰ期鏡瓦は1、2号窯のステ場のさらに下方延長部に相当するB区からの出土であり、1、2号窯での焼成品と認定して間違いないものと信ずる。また、女瓦には模骨小札の痕が認められ、3号窯の模骨とは若干異なるものと考えられ、ヘラ書文字などの焼成はなかったものと考えられる。

第Ⅰ期宇瓦とは異なる直線顎作法のものが薬師寺、国分尼寺などから発見されているが、それらは水道山における製作ではなく、乙女不動原瓦屋における製作と考えるべきであろう。したがって段顎のものは薬師寺の講堂造営時の瓦屋として操業したと考えられる。このことに関連して薬師寺出土の外区四冊に連珠文をめぐらした均正唐草文字瓦(202)は岡本東三氏によって同筈の宇瓦が播磨溝口廃寺より発見されていることが明らかとなった。しかし薬師寺ではこの手の宇瓦はきわめて少量で、顎は段^{注5}顎、叩きは繩の縦方向である。この宇瓦には水道山Ⅰ期宇瓦と同じように文様面に向けて左端に筈割れのあるものがある。つまり段顎という作法、筈割れの類似位置は同類の木材から起した筈であるかも知れない。また瓦当面文様は周縁四冊に連珠文を配したか否かの違いで、内区の唐草文様は水道山(薬師寺203)より播磨溝口廃寺と同筈という薬師寺202の方が動感にとほしく、水道山の方が東国の粗野な趣に富んだ力強さが感じられ、ためにこの文様が長くこの下野の地で愛用された。

この水道山Ⅰ期、つまり薬師寺講堂用の屋瓦製作は何時頃と考えられるであろうか。このことは宇瓦文様の祖型と考えられる平城宮の宇瓦編年によると神龜末年から天平末年(728-768)に位置づけられている点、また、正倉院文書「右京計帳」に

課戸主従六位上於伊美吉子首^{注6} 年柒拾玖

下野国薬師寺造司工

(中畧)

天平五年七月十二日文進伊賀麻呂

令大初位下尾張連牛養 勘守部小床

とある。

これによって、於伊美吉子首が天平五年時には造寺司工として薬師寺の造営工事に従事していたと解し得る。そこで、仮に計帳記載時後、ほど遠からぬ時期に工事が終わったとする。

また、もう一つ正倉院文書の天平十年「駿河国正税帳」の記録には

下野国造薬師寺司宗藏 上一位 助僧二口 六郡別半日

食爲單參拾陸日 上三口 助僧六口
從九位 從廿七口

とあり、これは薬師寺に向う途中の記録であると考えられる。つまり天平五年の造寺司工、天平十年の造薬師寺司は何れも造寺司に属したことは明らかで、ことに天平十年に造寺司宗藏が助僧二人を伴って薬師寺へ下向ということは、薬師寺でかなりの数の僧侶達が活動し得る状態になっていたか、または、その状態に近くなっていたということになる。とすると、仮に天平十年頃が可能な状態であったとすれば、天平五年頃の工事が五年後に完成ということは、例えば金堂、講堂などの新造営ということを考えてみた場合天平五年より少しさかのぼった時期に屋瓦が屋根にのったということであれば、金堂、講堂の造作に五、六年またはそれ以上を要したと考えることは無理ではないであろう。

薬師寺の西廻廊中央より西方には、廻廊よりもう一時期古い建物があった。廻廊の屋瓦は園分寺用につくった瓦を流用したもので、廻廊は天平十三年以降に建設されたものように考えられる。天平五年より数年前頃から十年頃にかけての造営工事前の古い建物が西廻廊西の部分に所在した可能性はかなり強い。

そこで天平五年時の造司工於伊美吉子首、天平十年時の造寺司宗藏以下助僧達の存在は、薬師寺の第二期造営時としての金堂、講堂の造営、落慶にかかわりをもった人達と思う。

つまり天平初年頃から新たに大規模な金堂、講堂の造営が、初期薬師寺（創建時）の東隣へ建設されることになり、その棟梁として豊かな経験をもった右京の於伊美吉子首が老齢をかえりみず、下野の地で造寺の指揮にあたったと考えられる。そして両堂の落慶近くなった天平十年頃逐次僧侶の増員によって東国の唯一の官寺としての威容を名実共に完備する時期であったと考えられる。

この天平ひと桁造営時の金堂、講堂の屋瓦を焼成したのが水道山瓦屋（1、2号）ではなかろうか。

水道山瓦屋、薬師寺はともに河内郡内にあり、薬師寺造営は河内郡司が深くかわ

った寺院であり、突如として薬師寺が官寺として登場する背景には、中央官界における下毛野朝臣古麻呂の朝廷に対する報恩と一族の繁栄を念じ、郷閩の下野国河内郡内に先帝斉明天皇の御冥福を祈念するため寺院を造立し、これを朝廷に献じたものではなかろうか。その落慶が大宝三年（703）で、二月には律令選定の功により

下毛野朝臣古麻呂 田十町 封戸五十戸（続日本紀）

とあり、ついで翌月の三月には

「三月戊辰 賜從四位下下毛野朝臣古麻呂功田二十町」（続日本紀）

とある。さきの二月の功田は律令選定の功である。それなのに一か月後再び功田を賜わり、しかも、二月のそれは「其の封戸は身に止む。田は一世に伝う」と規定され、三月のそれには何らの規定もない。この三月の功田こそ、『帝王編年記』の大宝三年（703）「始建下野国薬師寺。」と符合せしめるべきと思う。つまり天武天皇の時に発願された下野薬師寺は、大宝三年にしてようやく第Ⅰ期（創建）の伽藍が落慶したものと解し得る。その後20数年を経て神亀（724～728）から天平ひと桁前半頃（729～^{庄7}733）に第Ⅱ期の造営がはじまるわけである。それらの造営には河内郡司が献身的に努力したであろうことは想像に難くない。

薬師寺主要堂宇（造営の第Ⅱ期、金堂・講堂）の屋瓦は完成し、内部造作にかかるころ、水道山瓦屋は閉鎖された。しかし、その後も補修用などのために屋瓦の焼成は必要であった。そこで、河内郡司とは同族関係にあり、かつ河内郡司に従属の立場にあった都賀郡司をして同郡内に後補用の瓦屋を設置させたものと想像する。その結果が乙女不動原瓦屋の設置であり、水道山瓦屋の移転である。ことに水道山Ⅰ期宇瓦の範を大切に使い、作法は直線額となった。乙女不動原瓦屋の操業の実態は試掘調査の結果だけでは何んとも云えないのであるが、その操業は天平十年頃までを盛期とし、その後、断続的に十年位は操業していたのではあるまいか。

3

天平十三年、国分寺造営の詔勅が発せられるや、下野国においても早速に実施計画を立てなければならなかった。そこで寺院造営の実際を最もよく熟知している人物と云えば、この下野国内においては河内の郡司を措いては他にその人はなかったであろう。国司としては有力な相談相手として河内郡司を選んだにちがいない。国分寺建立の条件の第一は寺地の選定であった。このことについては河内郡司としては自郡内の選地を主張したものであろう。

しかし、候補地選定も重要であるが、それよりも早く強力に手掛けなければならない仕事はなによりもまず屋瓦の焼成である。河内郡ではつい数年前まで水道山瓦屋で屋瓦を焼成していたので、薬師寺の僧に依頼して国分寺用の鏡、宇瓦などの范をつかって貰い、乙女不動原瓦屋から数名の瓦工を呼びもどして水道山の瓦屋を復活した。水道山瓦屋ではかつて薬師寺の屋瓦を焼いた窯を再使用すればいいのにそれをせずに、近くに新しく窯（3号）を構築して操業を開始した。しかも塩屋、那須郡の分も含めての造瓦であった。その間、国司は河内郡司を相手に経費、資材の調達、人夫の動員等々かなり具体的な問題についての相談をしたことと思う。

国分寺と同時に新国府もその近くに選地することが最大の問題で、結論すれば、都に比較的近いことが第一条件であった。その例としては東海道の路線変更に対応して下總、上總の国府、国分二寺が都（隣国）へより近く選地されていることからうかがえる。

下野においては河内郡内に設置を熱望した河内郡司は、同族関係と同時に、河内に従属的位置にあった都賀郡司に対し、都賀郡内に新国府、国分二寺の設置を促すことによって、自郡内に選定したこととほぼ同質効果を得ることに成功したものでなからうか。

そして国分寺造営を中心に、都賀、河内両郡司の主導のもとに隣の安蘇郡司とも計って両郡の接する三龜山北西麓の須恵器窯場（北山）を中心に瓦屋（町谷）を開設し、須恵器工人や河内郡水道山瓦屋の一部工人等を三龜へ派遣し、ここで国内全部の分担瓦を製作することが決った。このことによって水道山瓦屋では一部の工人が国分寺用の鏡、宇瓦（水道山Ⅱ期）の范や叩板（型押7×8）を持って三龜へ移り町谷瓦屋で操業を開始した。

しかし、下野国分二寺の屋瓦を焼成するとなると、とても一種類の范では間に合わないところから、再び薬師寺の僧に国分寺にふさわしい軒先瓦の范一組の製作を依頼した。その結果、鏡瓦は水道山Ⅱ期（国分寺用）の周縁の唐草を長目に流麗に変え、宇瓦は新文様として飛雲文を配する事になった。飛雲文採用の理由については現在明言すべき研究段階にないので略するとはいえ、薬師寺の僧侶のなかに絵心をもった人物がいて、水道山Ⅱ期（国分寺用）の鏡、宇瓦范（下絵でもよし）から、さらに発展して、蓮花文外側の唐草をのびのびと延ばし、宇瓦文様に近江系飛雲の文様を考慮して均正のとれた新文様を案出したものであろう。これに類する宇瓦は平城宮跡から出土しているが、文様は下野の亜流であって、それは下野のものを祖型としたかも知れ

ない。

これらの三義町谷瓦屋用の鏡、宇瓦范の製作によって国内全郡の負担瓦の焼成が開始され、その数量と時間的問題から瓦窯はその数を増し、三義山北西麓から、さらに北方の小野寺地区へと拡大していった。この天平のビルラッシュは河内郡司を中心として各郡司の協力のもとに展開され、それに力を得た国司は薬師寺の整備拡張をこの機会に実施すべく、国分寺の落慶後引続いて薬師寺の第三期造営を実施したものであろう。

他方、河内郡司は国分寺用瓦屋として再開した水道山瓦屋を、そのまま操業し、彼等の氏寺造営事業に取りかかった。この計画は国府、国分二寺を都賀郡内に設けることによる余剰の財力を郡司自身の寺と自郡郡衙の整備に投入し得る結果となった。このことは河内郡司の当初よりの青写真であったのか、それともことの成りゆきによった結実であったかは定かでない。いずれにしても、河内郡司は氏寺として仏堂一基をまず建立することを実施に移した。それは国毎に寺を建てる、ということをさらにその下部に敷衍して郡毎に寺を建てることを、最良の徳と考えたに違いない。そして、さらに、国府の諸堂宇の建設整備は、郡における郡衙の整備であると考え、水道山瓦屋の3号窯のみでの造瓦では間に合わない程の屋瓦数量が見込まれるに至り、新規に瓦窯を構築して計画的（数的に）な製作を計った。それが根瓦瓦屋であると考えられる。^{注8}

根瓦瓦屋の新設置前までは水道山3号窯で女瓦、男瓦を主として焼成し、それらにへう書で人名を記した。しかし、3号窯のみでは間に合わないところから、前述の根瓦への移転となった。したがって、水道山瓦屋の瓦窯の移転新設であって、造瓦組織などの変化ではなかった。水道山から戸祭丘陵への移転は、平窯構築を主目的としたため、水道山のような凝灰岩層より、対岸の戸祭丘陵に築窯することが効果的であったからと考えられる。

何れにしても、乙女不動原瓦屋、根瓦瓦屋の操業の実態が把握し難い現状においては、水道山瓦屋3口の瓦窯を中心として関連遺跡の現段階での資料を以ってしたとき、以上の如き推測を展開することによって現状を理解するものである。

4

下野国においては7世紀代中葉から後半にかけて建立をみた寺院は無かったといえる。最も古い創建と考えられる薬師寺にしても、大宝3年（703）が、一つの節目と

考えられ、それ以前に寺院としての実体が存在したであろうが、それは宮都にみられる屋瓦をもった堂塔の完備した寺院というよりも、茅葺、または板葺の仏堂で、それをささえる田地が具備していたものであろう。

東国においては、上総大寺廃寺、下総竜角寺、上野上植木廃寺、山王廃寺などが存在していた時期において、下野には瓦葺寺院、仏堂の存在は無かった。那須郡下の馬頭町尾の草、小川町浄法寺から発見されている八葉素弁文鏡瓦と重弧文字瓦の一組の軒先瓦は、これらの文様が古式であるからといって、直ちに薬師寺に先行する屋瓦（寺院または仏堂）とするには未だ若干躊躇せざるを得ないのが現状である。したがって、現時点においては下野薬師寺出土の面違波文縁八葉復弁蓮花文鏡瓦（101 A）と三重弧文字瓦の組み合わせ軒先瓦などが最古の年代に属するものと認定し得る。

その次の時期に水道山瓦屋作製の屋瓦を位置づけるべきものと考えている。そして水道山瓦屋から乙女不動原瓦屋が成立し、さらに根瓦瓦屋、また三義山麓の町谷瓦屋の成立といったように、水道山は八世紀代における下野国内造瓦のかなめでもあった。下野国内における女瓦作法に型押の有る叩板使用が特に強調されるのも、水道山瓦屋系作法の普及として考えるべきであろう。もっとも、常陸新治系の造瓦作法も重大な関連をもつものであることは論ずるまでもないが、いまは水道山瓦屋を中心とした薬師寺と国分寺との関係についての略述にとどめておく。

さて、最後に、先学によってしばしば論じられる下毛野朝臣古麻呂とのかかわりについて若干述べることにする。

七世紀後半の中央政界における古麻呂の活躍は記録の上からみると

持統天皇 3年11月辛未、直廣肆下毛野朝臣子鷹奏、欲免奴婢陸百口、奏可。

文武天皇 4年6月甲午、勅淨大參刑部親王、直廣壹藤原朝臣不比等、直大貳栗田朝臣真人、直廣參下毛野朝臣古麻呂……等、撰定律令、賜祿各有差。

同 大寶元年4月庚戌、遣右大弁從四位下下毛野朝臣古麻呂等三人、始講新令、親王諸臣百官人等就而習之。

同 大寶元年8月癸卯、遣三品刑部親王、正三位藤原朝臣不比等、從四位下下毛野朝臣古麻呂……撰定律令、於是始成、大略以淨御原朝廷爲准正仍賜祿有差。

同 大寶2年5月、辛未、從四位下下毛野朝臣古麻呂、小野朝臣毛野、令參議朝政。

同 大寶3年2月、丁未、從四位下下毛野朝臣古麻呂等四人預定律令、宜議功賞於是古麻呂及從五位下伊吉連博德、並賜田十町封五十戸、贈正五位上調忌寸老人之男、田十町封百戸、從五位下伊余部連馬養之男、田六町封百戸、其封戸止身、田傳一世。

同 大寶 3年3月戊辰，賜從四位下下毛野朝臣古麻呂功田二十町。

同 慶雲 2年4月辛未，從四位上下毛野朝臣古麻呂爲兵部卿。

同 慶雲 4年3月庚申，從四位上下毛野朝臣古麻呂，請改下毛野朝臣石代姓爲下毛野川内朝臣，許之。

同 慶雲 4年10月丁卯，從四位上下毛野朝臣古麻呂，正五位上土師宿禰馬手，正五位下民忌寸比良夫，從五位上石上朝臣豐庭，從五位下藤原朝臣房前，爲造山陵司。

元明天皇和銅元年3月丙午，從四位上下毛野朝臣古麻呂爲式部卿。

同 和銅元年7月乙巳，召二品總積親王，左大臣石上朝臣麻呂，右大臣藤原不比等…
…卿下毛野朝臣古麻呂等於御前，勅日，卿等情存公平率先百寮朕聞之喜慰千懷，思由…
…式部卿下毛野朝臣古麻呂等於御前，勅日，卿等情存公平率先百寮朕聞之喜慰千懷，思由卿等如比，百官爲本，至天下平民，垂拱開衿，長久平好……從四位上下毛野朝臣古麻呂……賜祿各有差。

同 和銅 2年12月壬寅，式部卿大將軍正四位下下毛野朝臣古麻呂卒。

であって、東国出身者としては類をみない活躍である。下野国は東国全域からみたとき、毛野国より分かれて那須を併せて一国として成立した。しかも東北経路上重要な立地を占め、その重要性はかって北陸、東海の海路ぞいの交通路に有利性の認められた時代とは違い、山道の重要度が高まりつつあった。下野はかつて辺陲視されていたが、時代の推移に伴って東北経路上の重要拠点地域に変貌してきた。そこに古麻呂の中央政界における活躍はその郷閥の地位向上に力を注がせることとなった。

天武・持統・文武の三代の天皇に厚い信任を得た古麻呂の大きな政治的、愛郷的冒険が薬師寺の造営とそれを東国唯一の官寺とすることによって、下野国の東国における優位性の設定ではなかったろうか。あまつさえ、平城京内に下毛野寺の造立は古麻呂の次代と目される下毛野朝臣虫麻呂がその中心であったろうし、その要因は古麻呂の功績と考えられる。

つまり、東国唯一の官寺の創設に成功し、さらに国分寺、国府の造営にも絶大な協力を至し、なおかつ、氏寺の造立、郡衙の整備によって、東国における下野国の後進性を一挙に払拭して優位性を保持することに努めた在朝、在郷の下毛野朝臣一族のたくましい地方の時代実現の心底を想わずにはいられない。

そして、それに関わる造寺、造営事業の重要な一分野としての造瓦工房、それが水道山瓦屋である。

注1 「下野薬師寺跡発掘調査報告」栃木県教育委員会

注2 「乙女不動原瓦窯跡確認調査報告」小山市教育委員会

福田直子「古瓦」『小山市史』資料編

注3 田熊信之、田熊清彦「下野国河内郡内出土の古瓦」中国・日本史学文学研究会同書中に表示されている。僧寺からの出土は有って当然と考えられるが、同寺跡についての学術的発掘調査が実施されていないため、田熊氏の著書に拠った。

注4 大川清「下野古代窯業遺跡」飛鳥書房

注5 岡本東三「同地軒平瓦について」考古学雑誌60-1

注6 奈良国立文化財研究所編『奈良国立文化財研究所基準資料』II

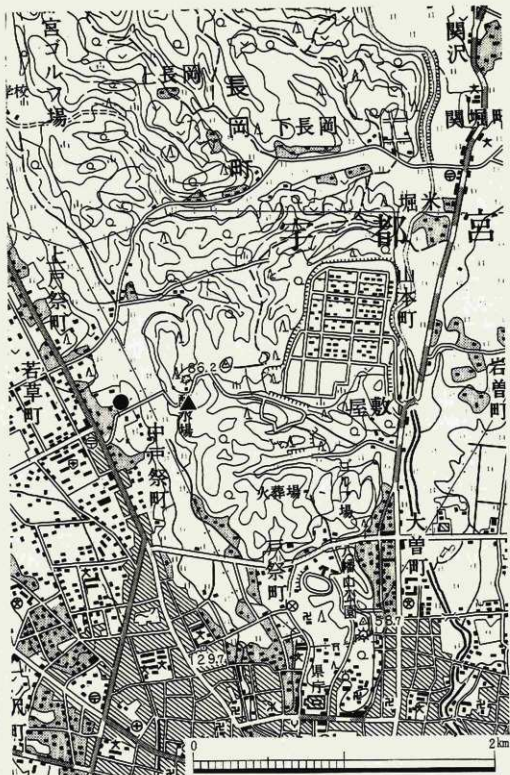
注7 石村喜英「下野薬師寺創立に関する試論」史跡と美術240, 241号

森郁夫「下野薬師寺の宮寺化(承前)」野州史学 34頁

本考では石村氏の論文に負うところ大なるものがある。記して多謝す。

注8 中国・日本史学文学研究会同人「榎瓦窯跡確認調査報告」『宇都宮市・山本山古墳・水道山瓦窯跡発掘調査報告書』栃木県教育委員会

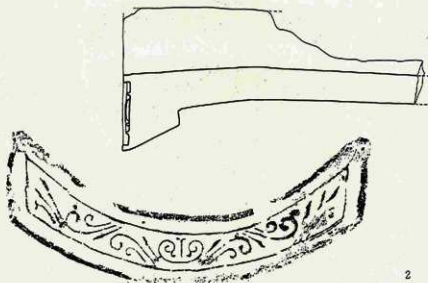
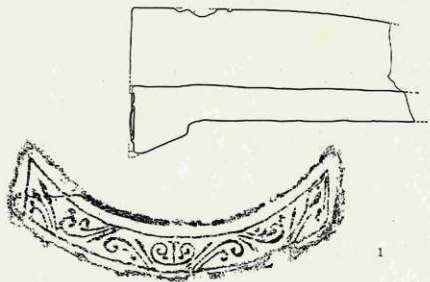
追記 注8の報告書中、水道山瓦窯跡と榎瓦窯跡の両者の総括(80~81頁)として一文を記したが、第3次調査によって軒先瓦の組み合わせが確定したため、さきの文中における考案は訂正すべきものであることをここに記す。



第15図 水道山瓦屋と根瓦屋の位置関係

● 水道山瓦屋 ▲ 根瓦屋

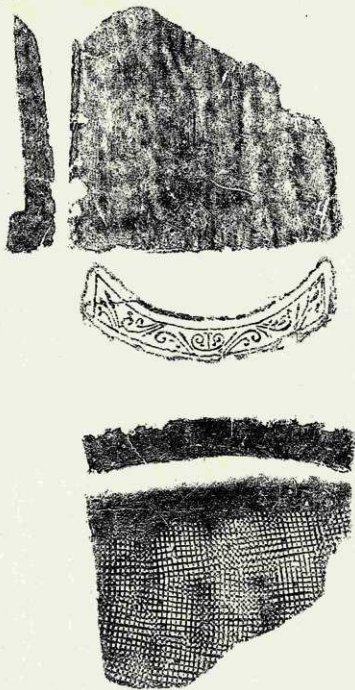
图版 1 昭和37年度



0 10cm

宇瓦

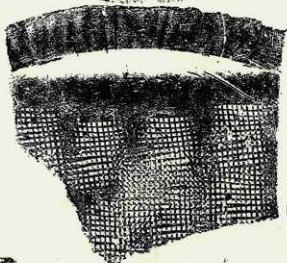
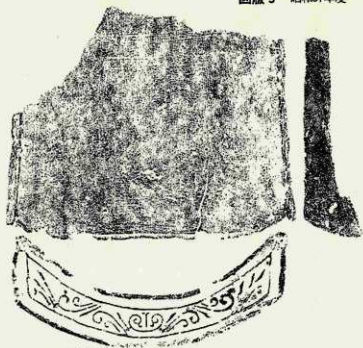
图版 2 昭和37年度



图版 1 - 1

0 10cm

宇瓦



図版1-2

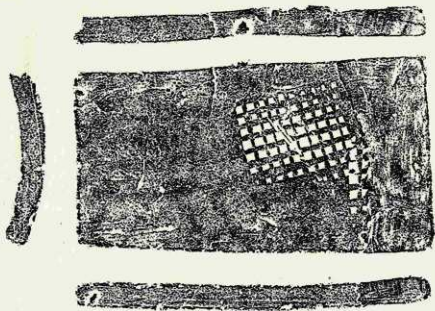


0 10cm

宇瓦 (1-2)

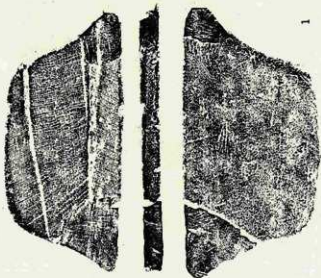
鏡瓦 (3, 瓦当ナシ)

図版 4 昭和37年度



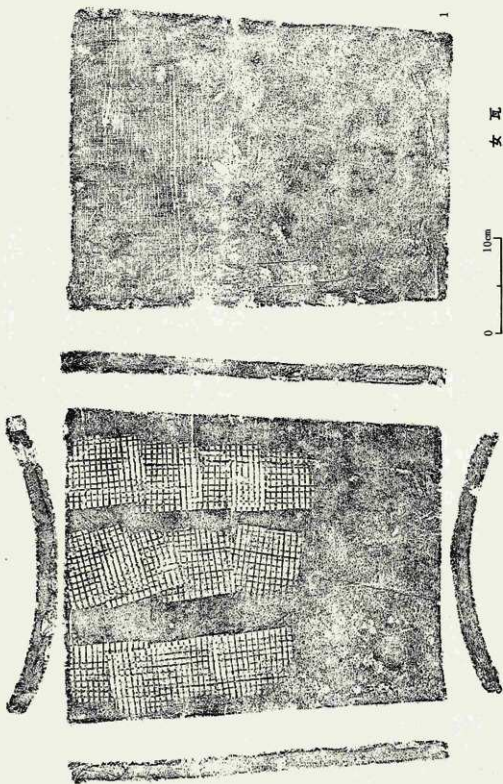
面戸瓦(1)・塙瓦(2)

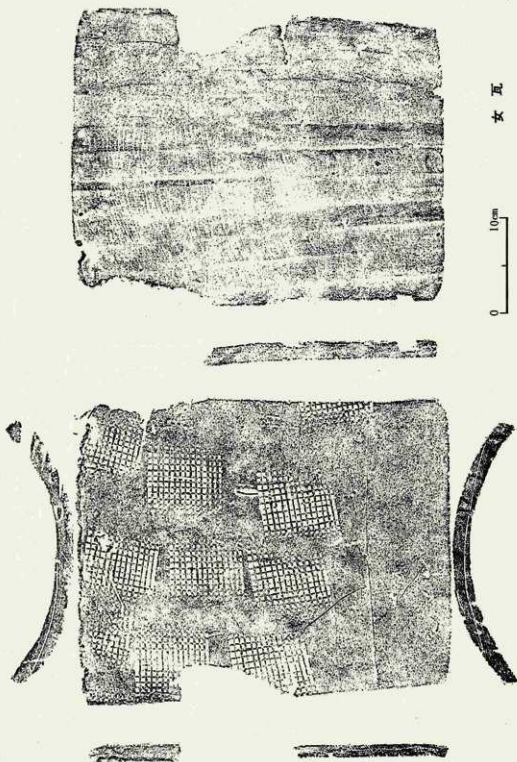
2

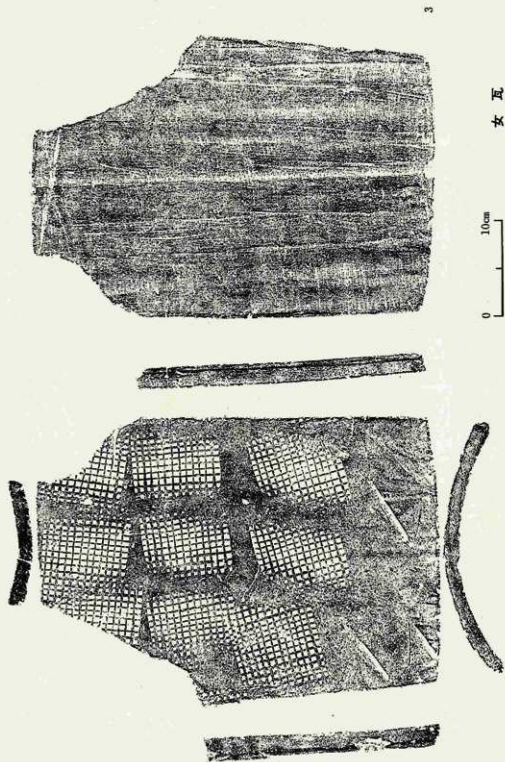


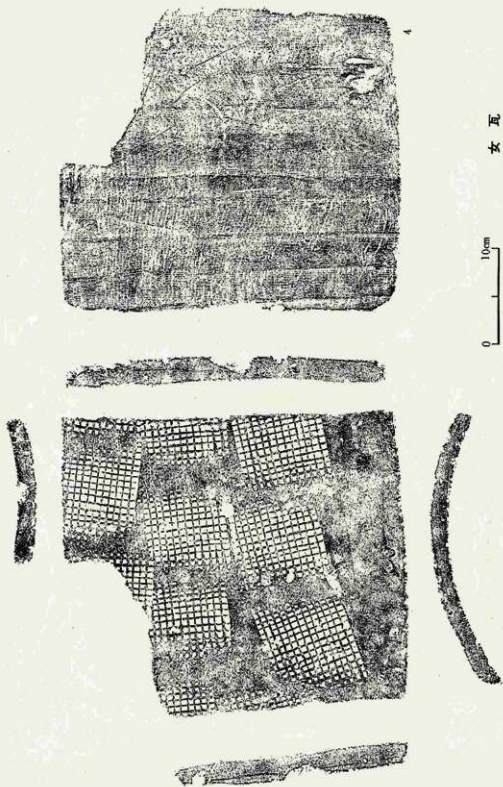
1





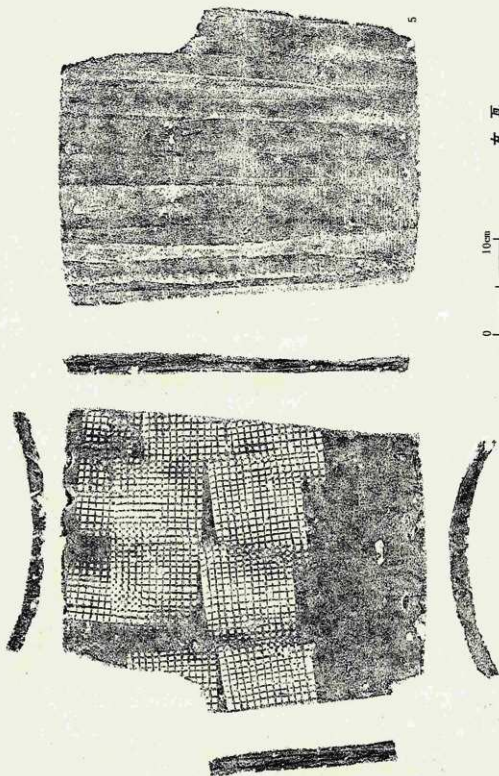




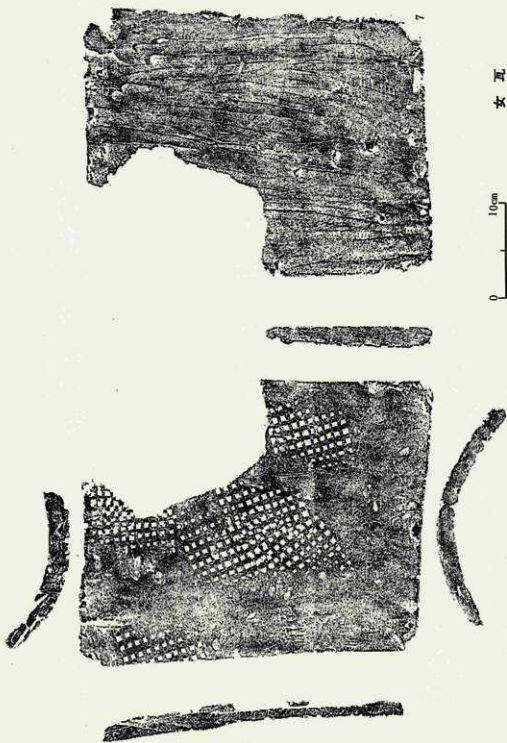


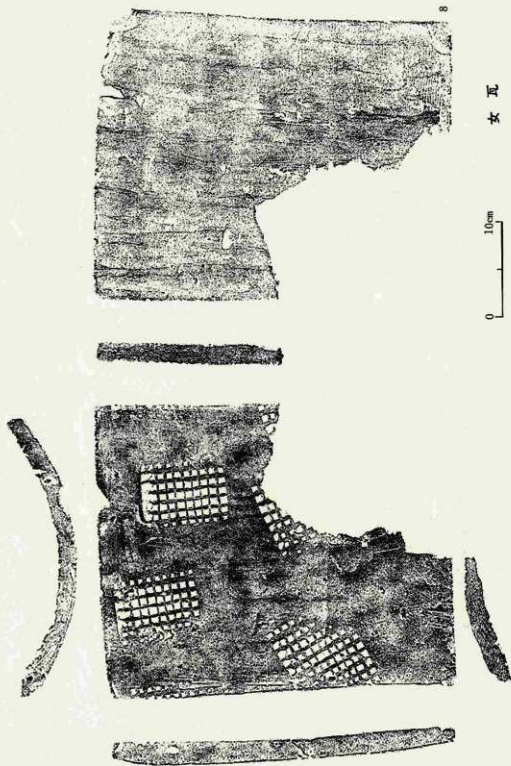
女瓦

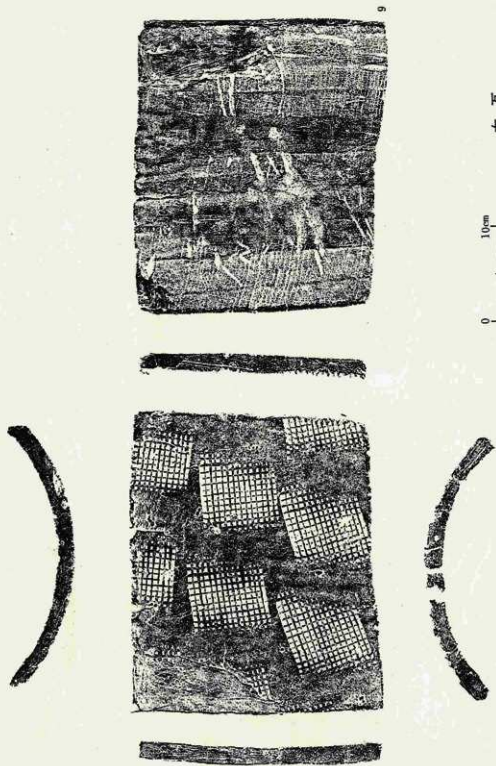
0 10cm

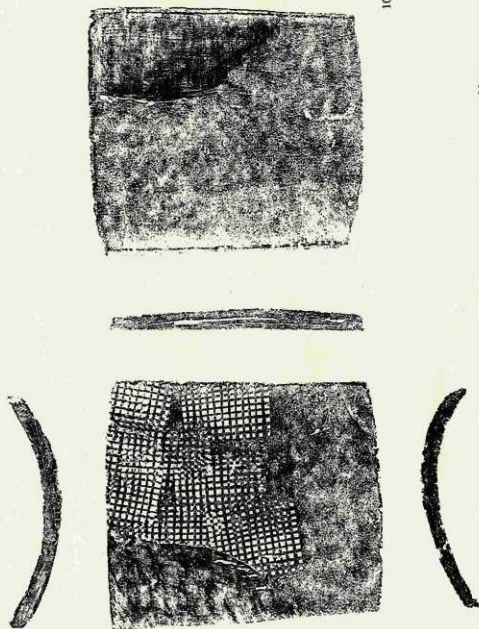




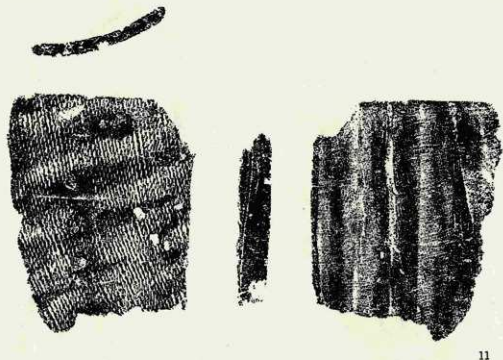








女瓦



11



1

0 10cm

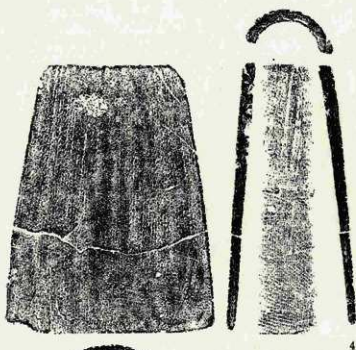
女瓦 (11), 男瓦 (1)



0 10cm

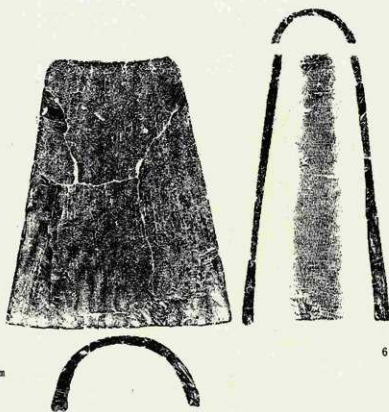
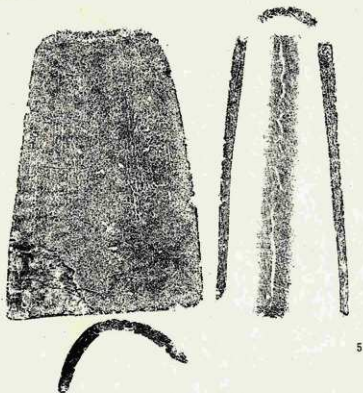
男瓦

図版17 昭和37年度



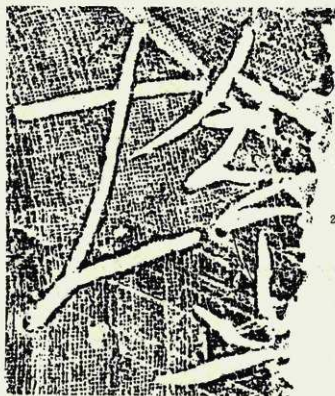
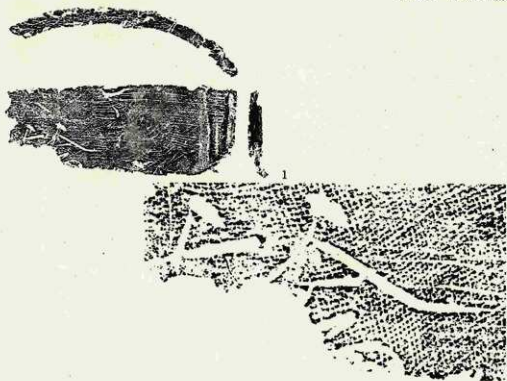
0 10cm

男瓦



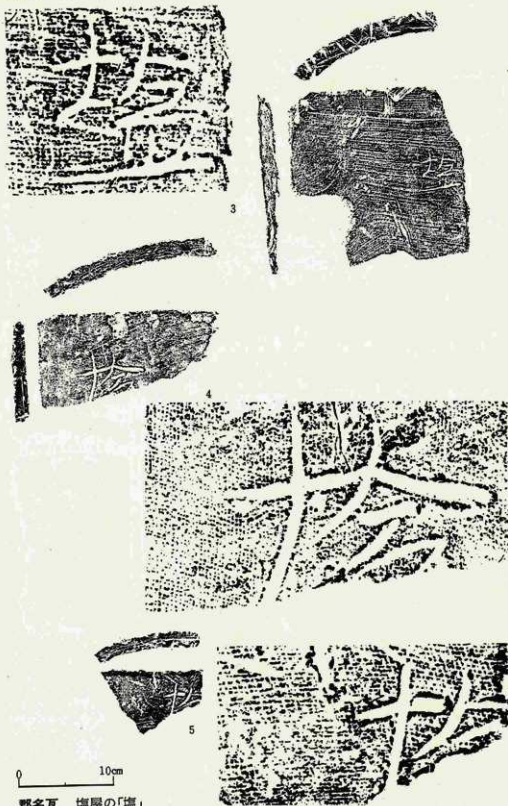
0 10cm

男瓦

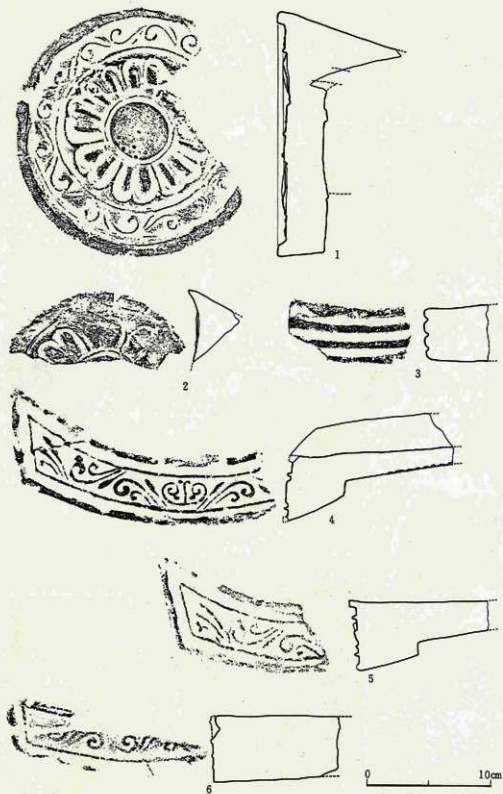


0 10cm

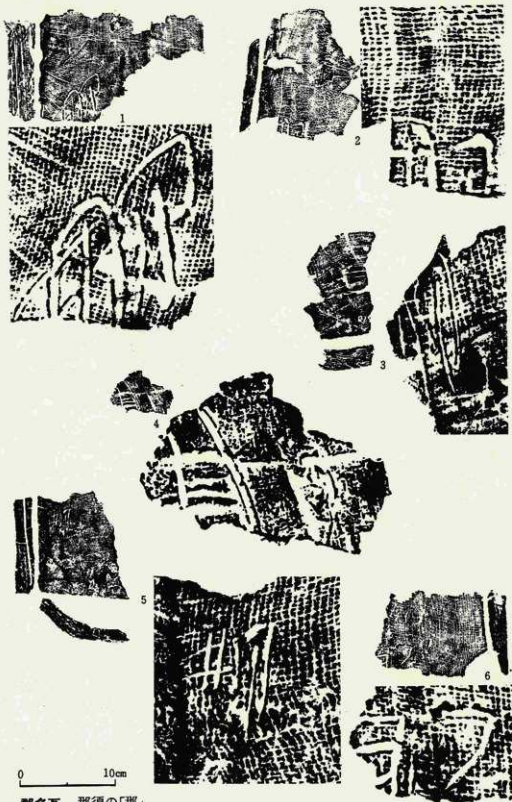
郡名瓦 塩屋の「塩」



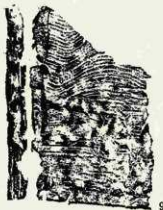
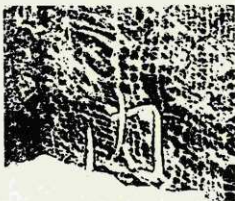
郡名瓦 塩屋の「塩」



繪瓦 (1, 2) ・宇瓦 (4~6)

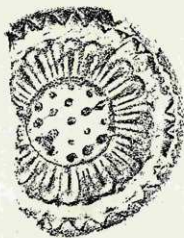


郡名瓦 那須の「那」



0 10cm

郡名瓦 河内の「内」



B区



1



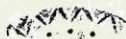
C区

2



C区

3



BとC区で接合

4



C区

5



B区

6



3号梵口

7



B区



8



B区

9



A区

10



B区

11





12

B区



13

B区



14

B区



15

C区



16

A区



17

A区



18

C区



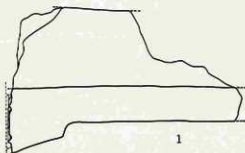
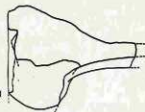
19

C区と3号焚口付近で接合



20

C区



1

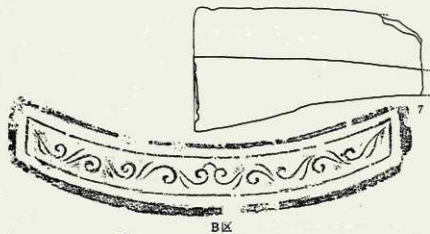
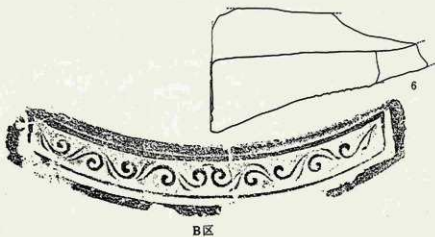
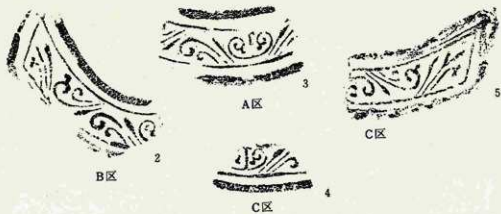


A区

0 10cm

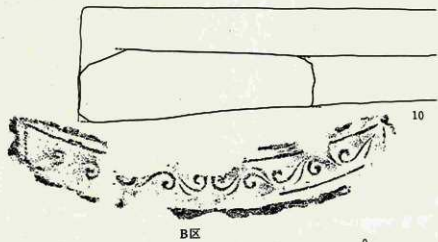
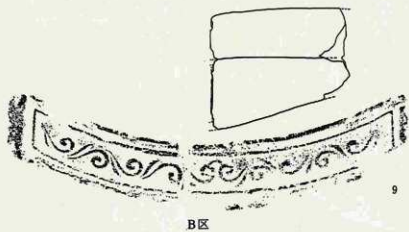
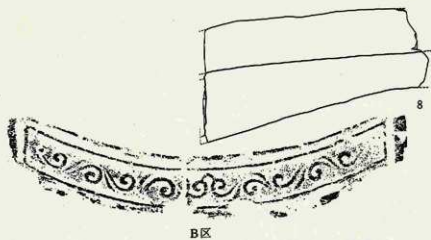
鐘瓦 (12~20), 宇瓦 (1)

图版26 昭和55年度



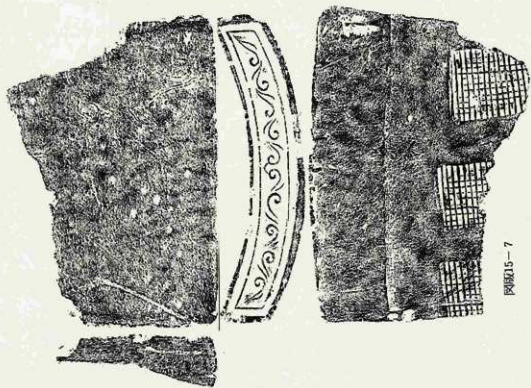
0 10cm

宇瓦



0 10cm

宇瓦



図版25-7



図版25-2

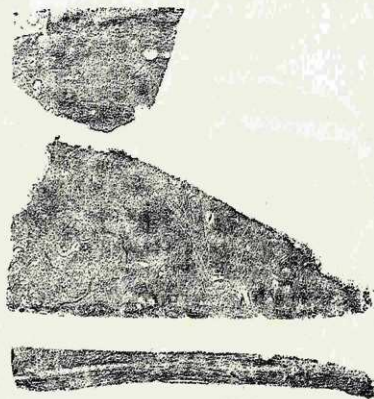
宇瓦 全拓影

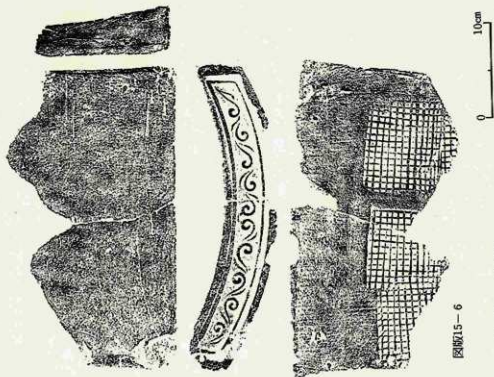




図版16-10

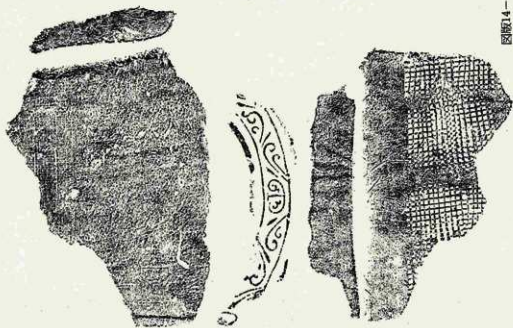
平瓦 全拓影





图版15-6

宇瓦 全拓影



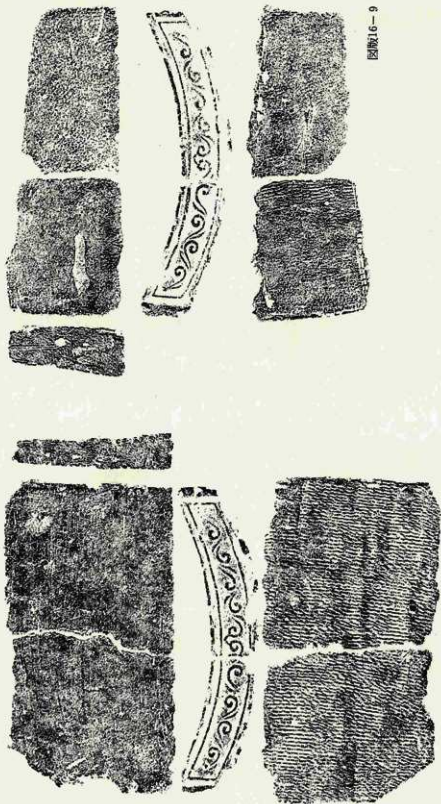
图版14-1

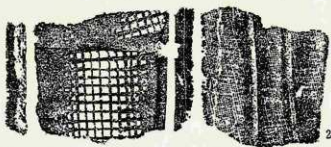
図版16-9



中 瓦 全拓影

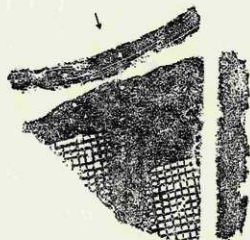
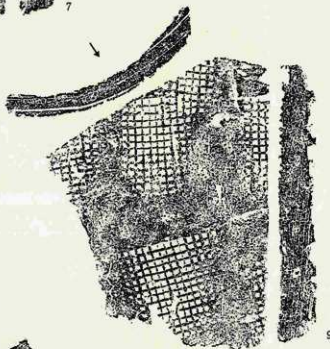
図版16-8





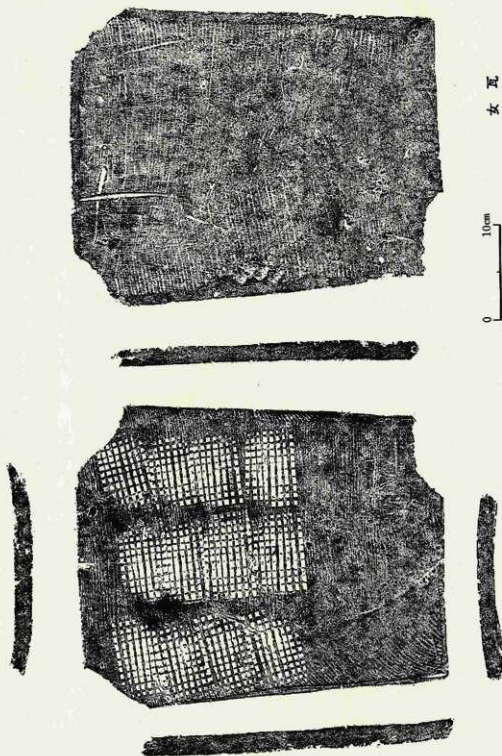
0 10cm

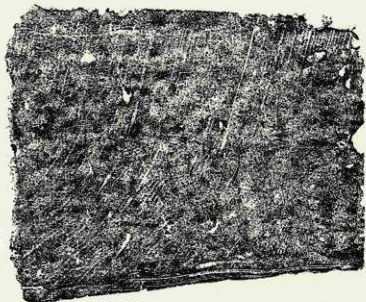
埴瓦 (1, 2), 面戸瓦 (3~6)



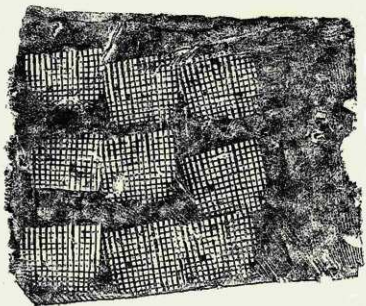
0 10cm

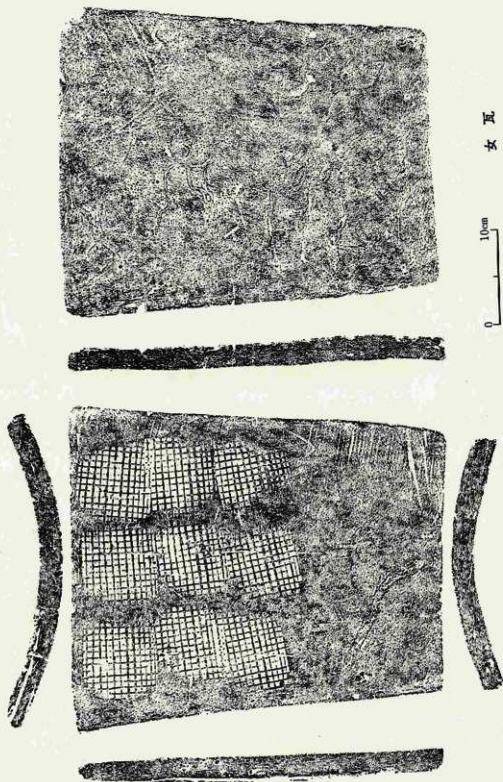
隅切瓦 (7~10)

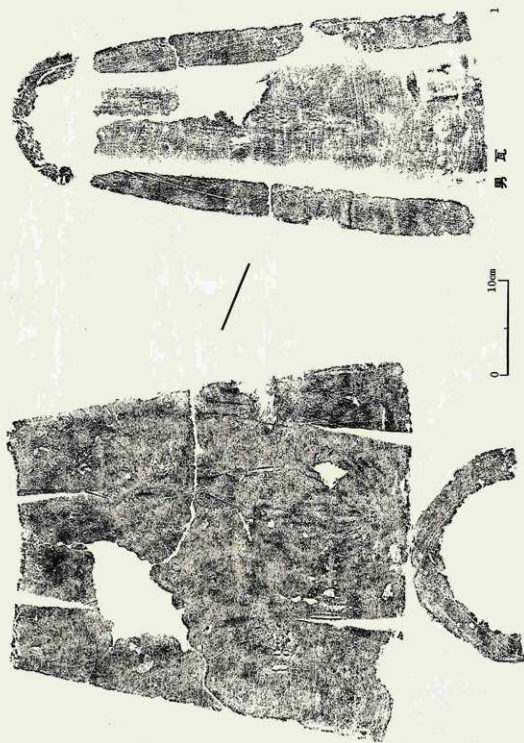


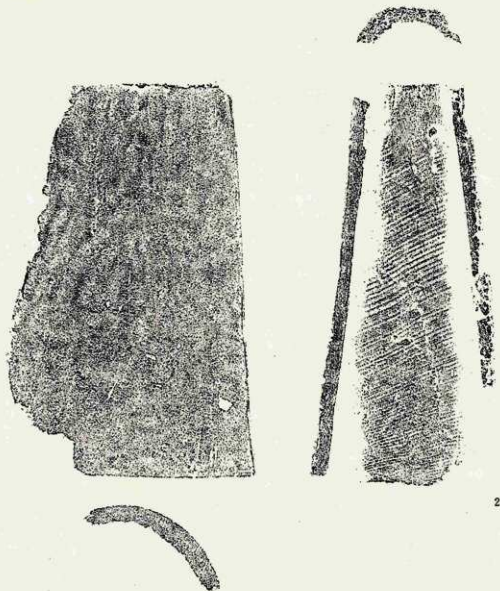


女瓦



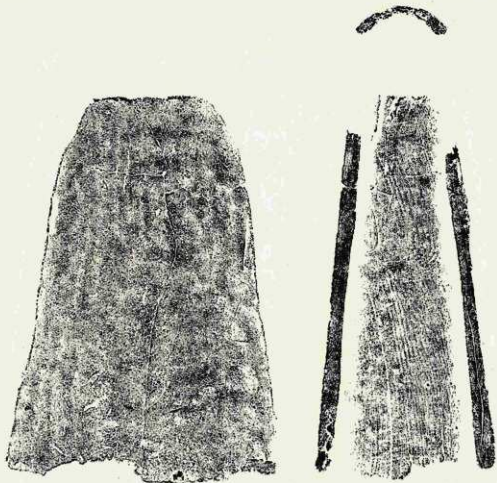






0 10cm

男瓦



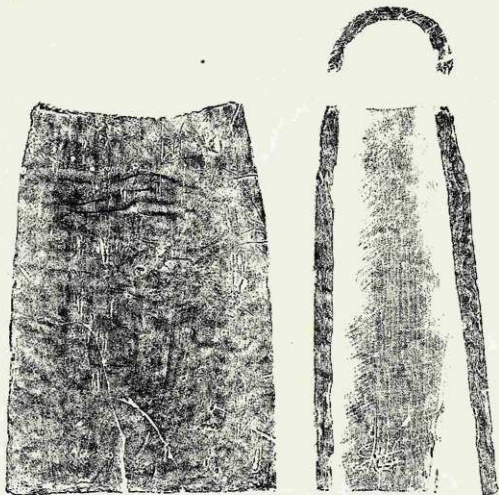
3



(人名「男」)

0 10cm

男 瓦

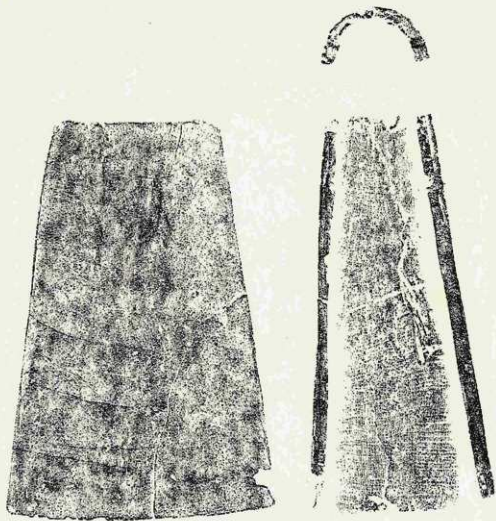


0 10cm



男瓦

(郡名「那」) 原寸

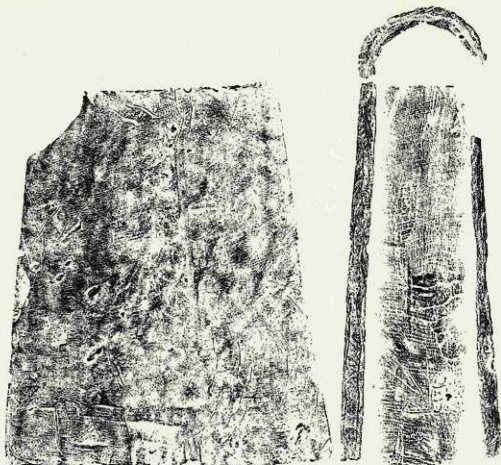


5



0 10cm

男瓦



6

0 10cm



男瓦 (郡名「那」)
原寸

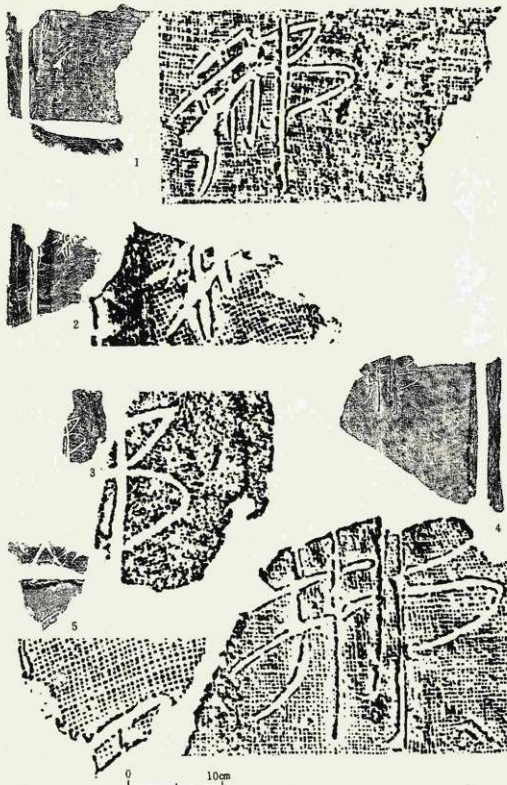


7

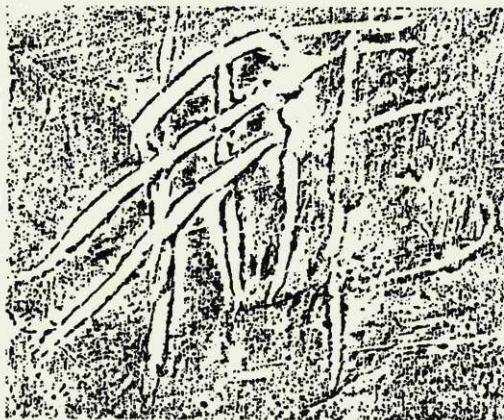
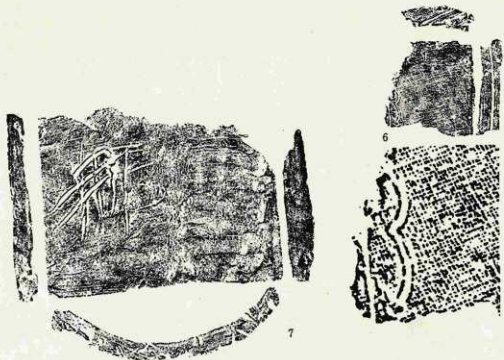
0 10cm

男瓦

図版44 昭和55年度

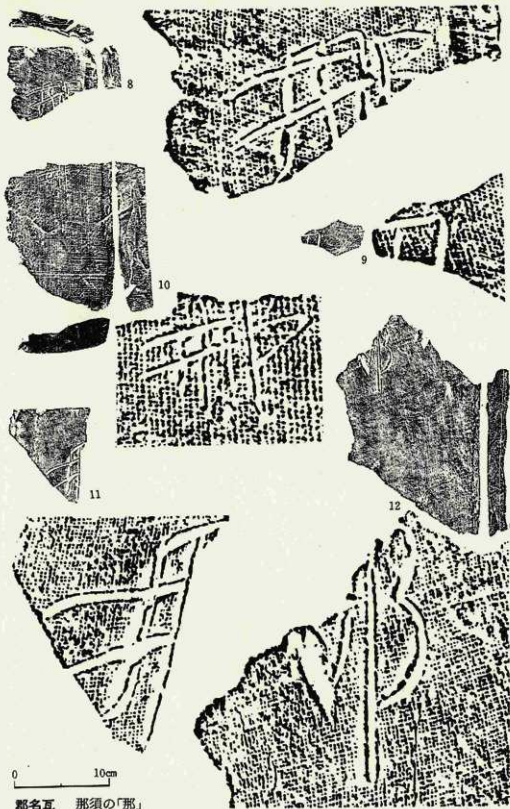


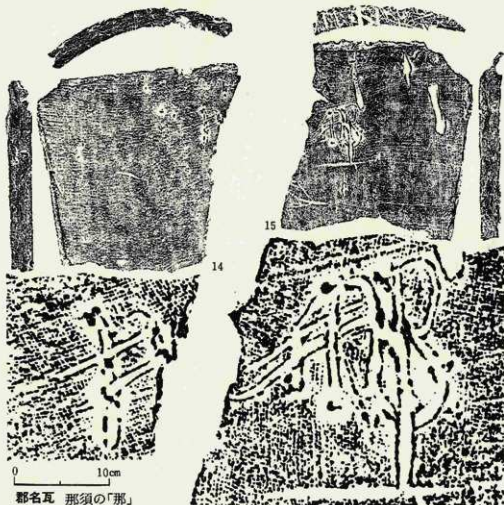
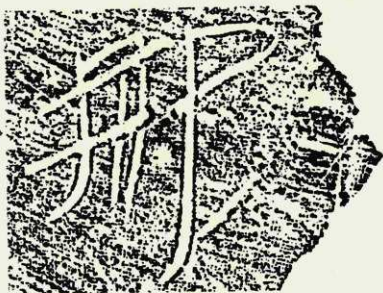
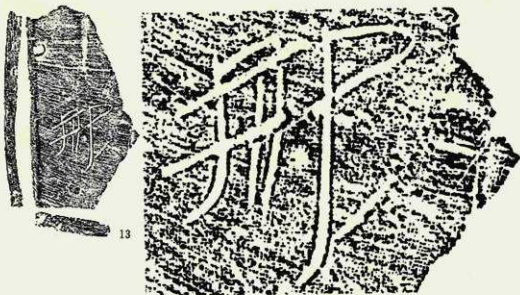
郡名瓦 那須の「那」



0 10cm

郡名瓦 那須の「那」

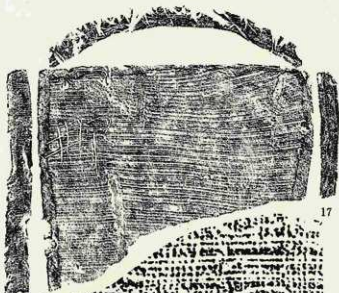




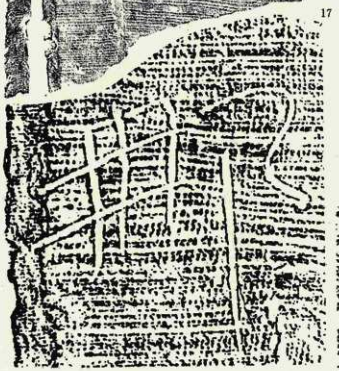
郡名瓦 那須の「那」



16



17



18



郡名瓦 那須の「那」





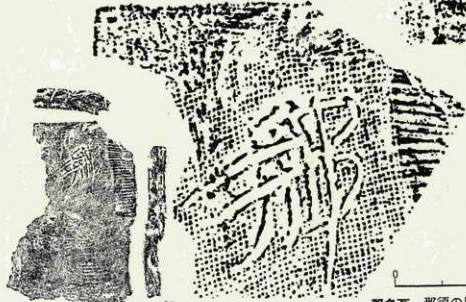
19



20



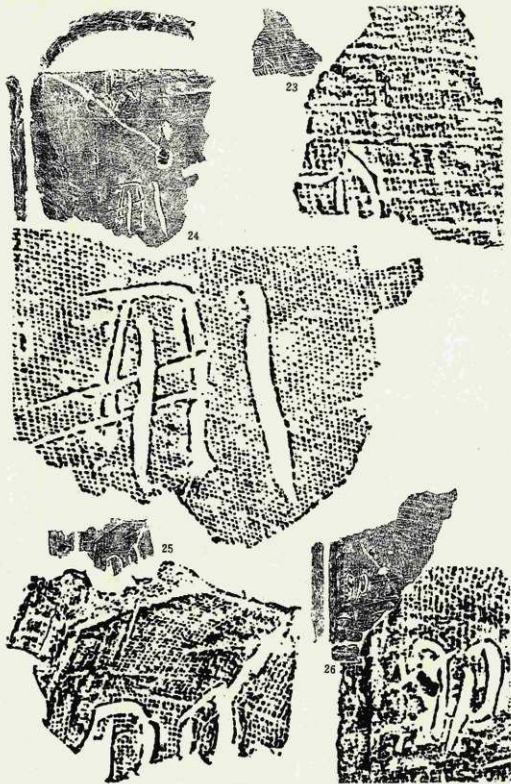
21



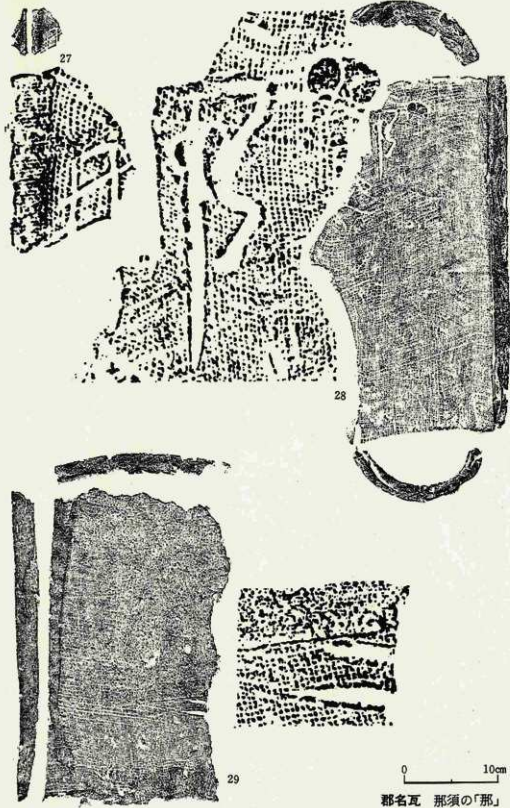
22

0 10cm

郡名瓦 那須の「那」

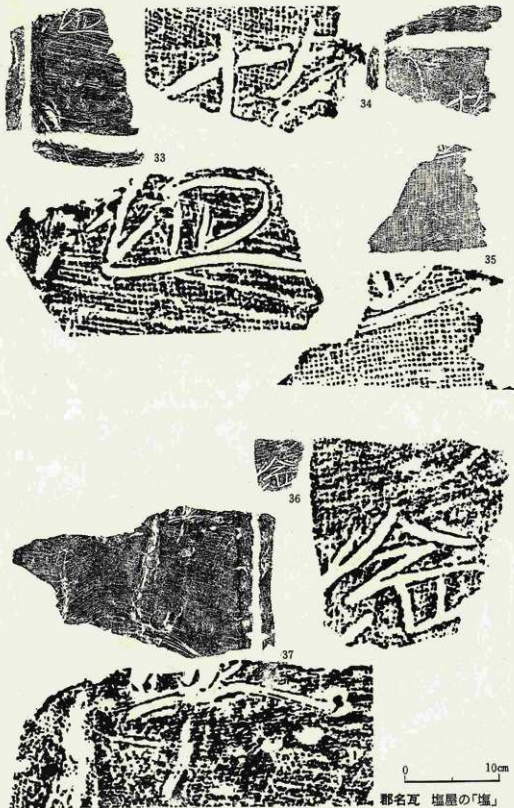


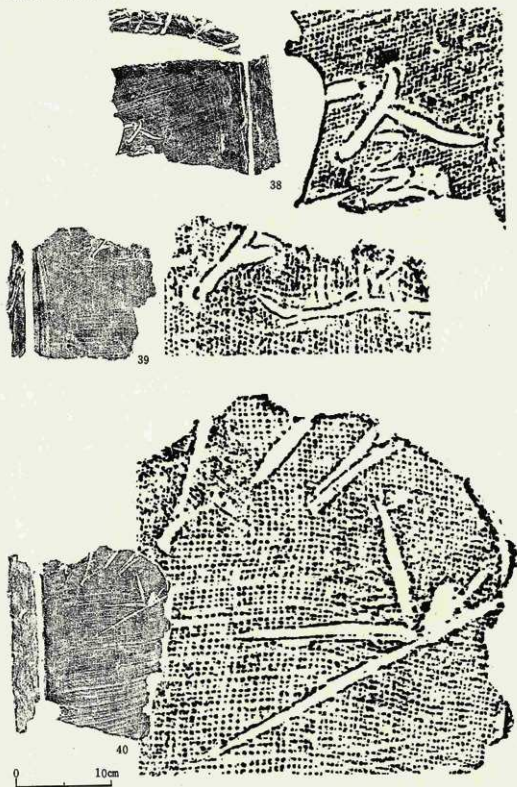
郡名瓦 那須の「那」 0 10cm



郡名瓦 那須の「那」







郡名瓦 塩屋の「塩」



郡名瓦 塩屋の「塩」

図版56 昭和55年度



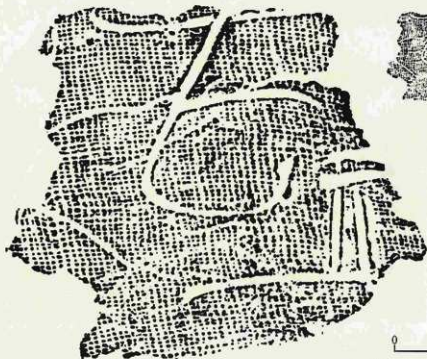
郡名瓦 塩屋の「塩」



51



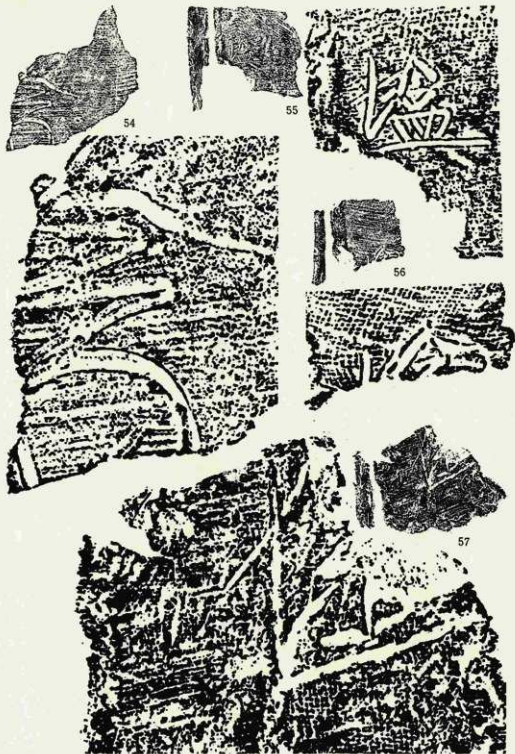
52



33

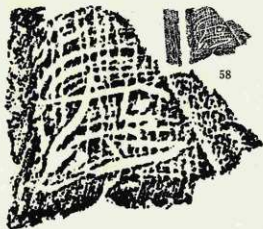
0 10cm

郡名瓦 塩屋の「塩」



0 10cm

郡名瓦 塩屋の「塩」



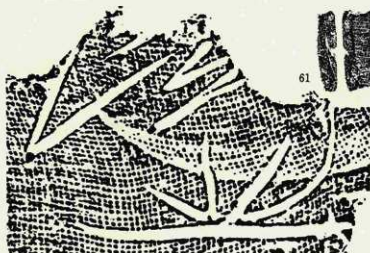
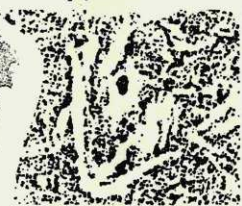
58



59



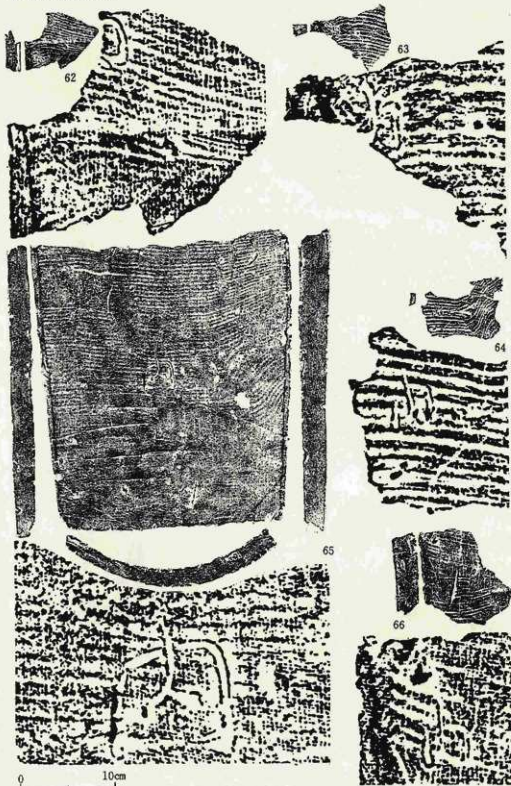
60



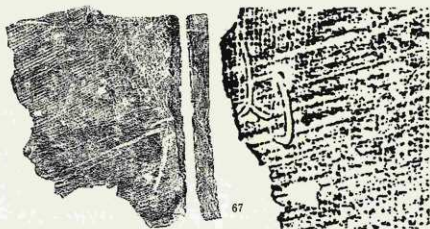
61



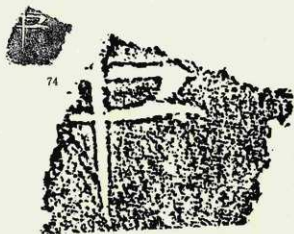
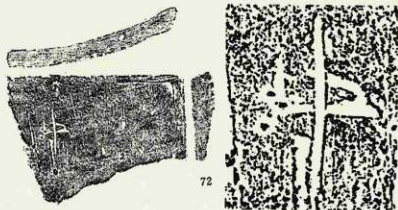
0 10cm



郡名瓦 河内の「内」

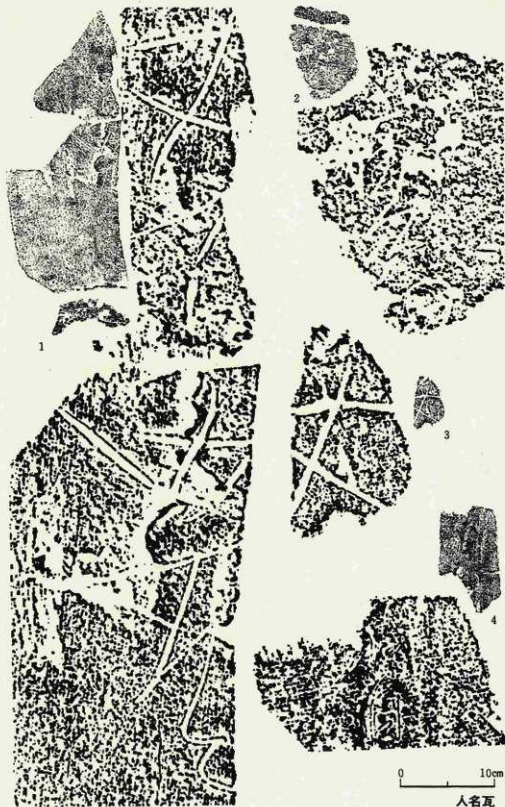


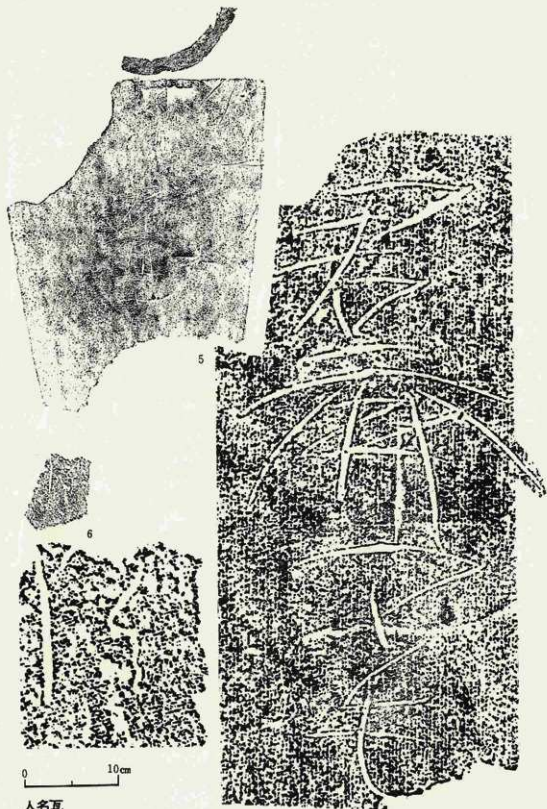
郡名瓦 河内の「内」



0 10cm

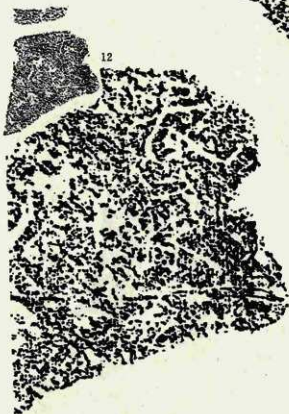
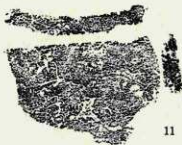
文字瓦 「中」





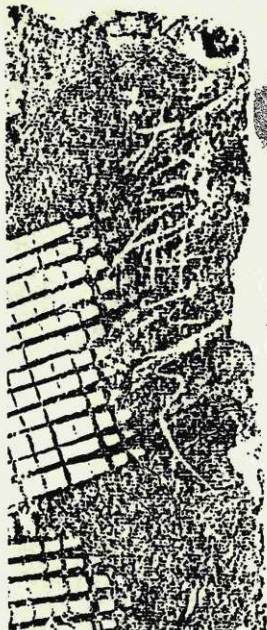


人名瓦



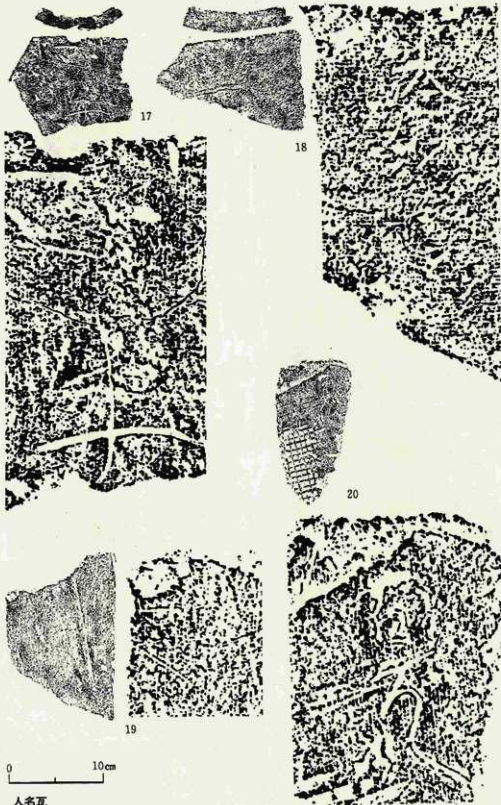
0 10cm

人名瓦

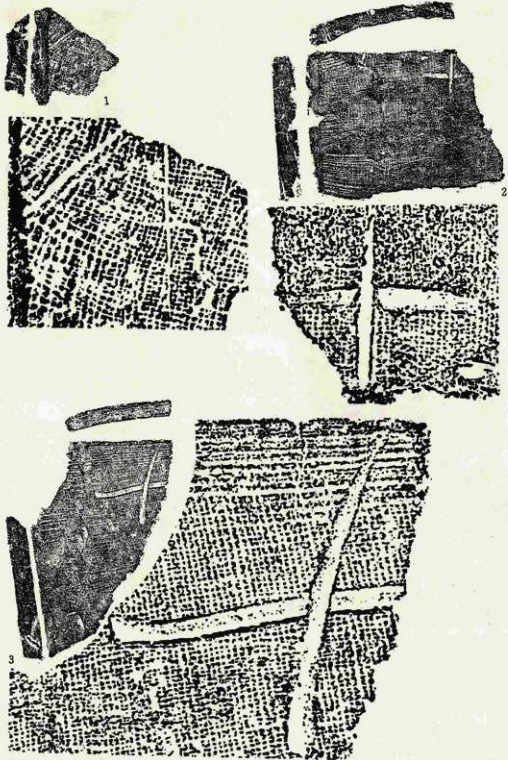


0 10cm

人名瓦



人名瓦

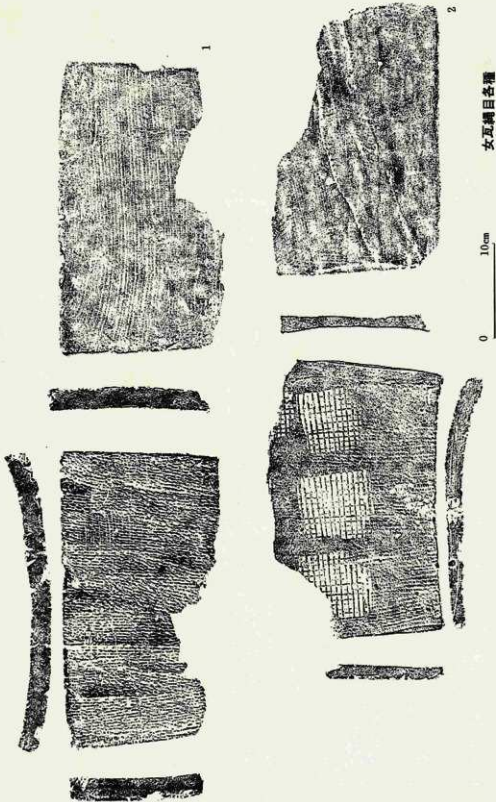


0 10cm

不明ヘラ記号等



不明ヘラ記号等



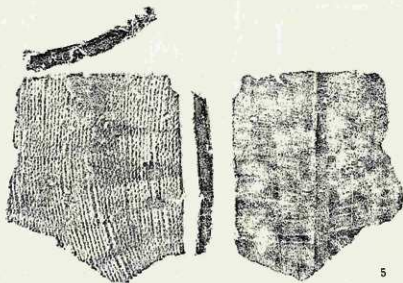
図版72 昭和55年度



3



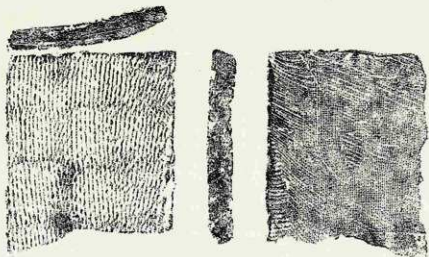
4



5

0 10cm

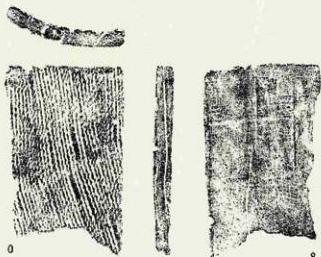
女瓦 網目各種



6



7

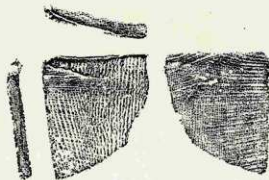


8

8

0 10cm

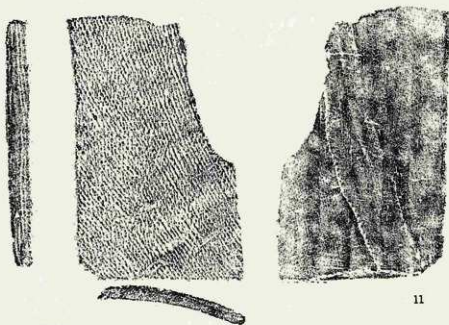
女瓦罽目各種



9



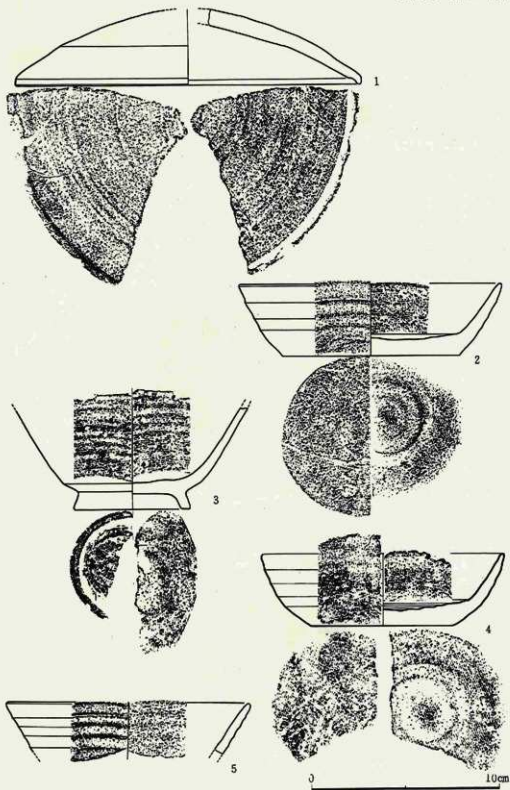
10



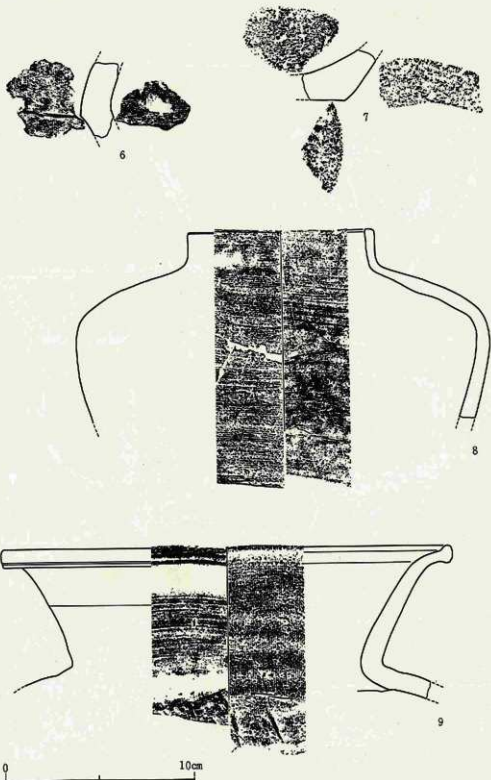
11

0 10cm

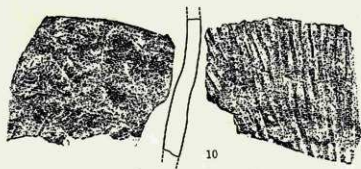
女瓦網目各種



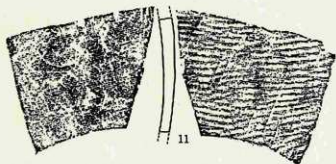
須恵式土器



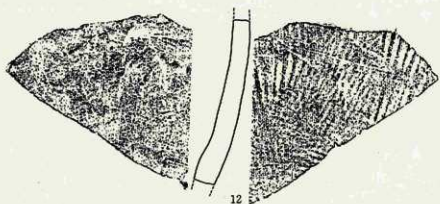
須惠式土器（8・9），土師式土器（6・7）



10



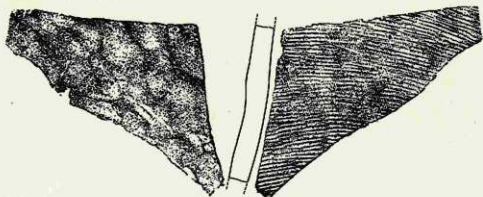
11



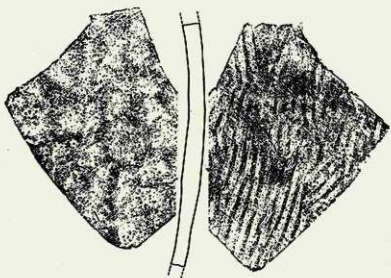
12



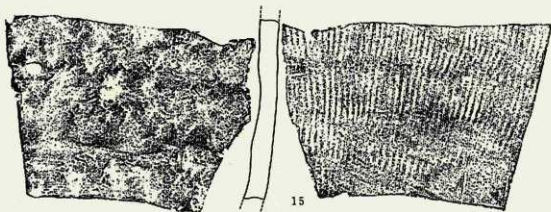
須恵式土器



13



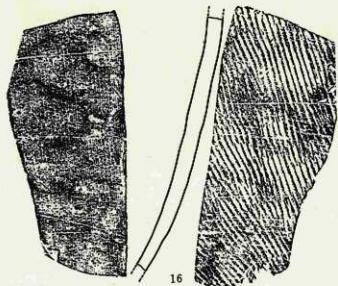
14



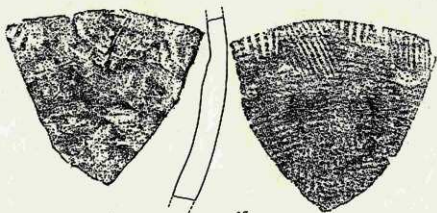
15

0 10cm

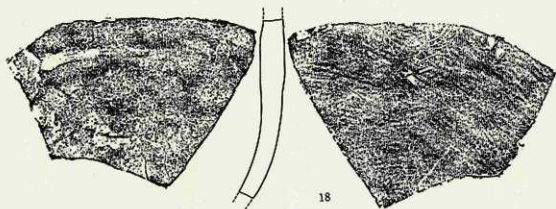
須惠式土器



16



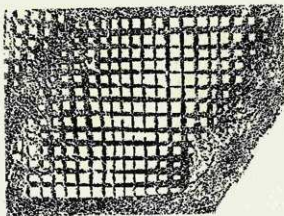
17



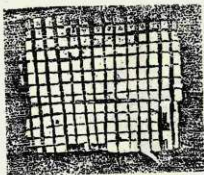
18

0 10cm

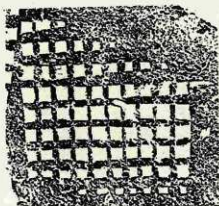
須恵式土器



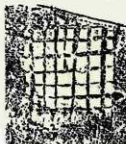
水1 (13×20+α) 水2



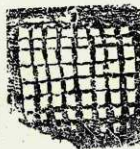
水2 (13×15) 僧塔60



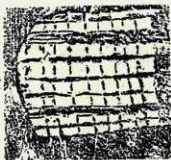
水3 (10×9+α) 僧75



水4 (7×8) 町204



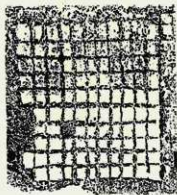
水5 (8×8)



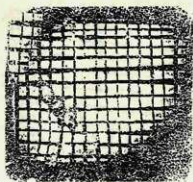
水6 (7×9)

0 10cm

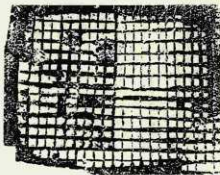
型押



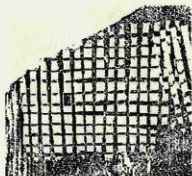
水7 (10×11)



水8 (15×13)



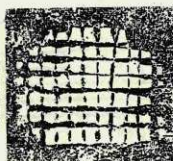
水9 (15×21)



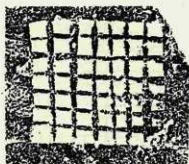
水2' (10) 13×15 僧91



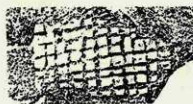
水11 (8×9)



水12 (7×11+α)



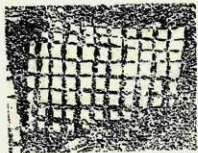
水13 (7×7)



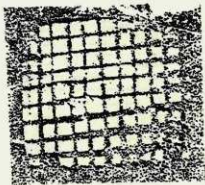
水19 (10×11)尼30

0 10cm

型 押



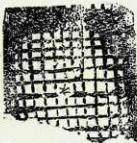
水15 (9×11)



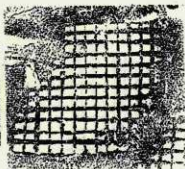
水16 (9×11)



水17 (10×11)



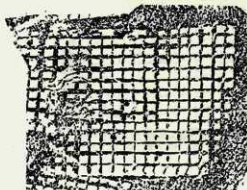
水18 (10×12+ α)



水19 (12×13) 葉 318



水20 (9×12+ α)



水21 (14×17+ α)

0 10cm

型押